

— 子ども・家庭・つながる地域 —

のびゆくこどもプラン 小金井

(小金井市子ども・子育て支援事業計画)

子どもが元気な町が発展するんです。



©Studio Ghibli

平成27年3月
小金井市

はじめに



子どもは大きな喜びと希望をもたらす私たちのまちの宝です。子どもの笑顔があふれるまち、子育てが楽しいと思えるまちづくりが私たちの責務です。

次世代を担う子どもが、たくましく、希望に満ちた夢の持てる社会となるよう、その礎を築いていかなければなりません。

子どもは遊びや地域、自然との関わりの中で、感性や生きる力を養っていくものです。昔は街角で真っ黒になりながら群れて駆けずり回る光景が多くみられました。

しかしながら、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わりました。少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進んだことで、子どもがゆたかな体験を通して学べる環境が少なくなってきました。また、子育て家庭の負担感、不安感の高まりや、地域からの孤立化等の問題が顕在化してきました。

そうした状況を受け、本市では平成22年3月に「のびゆくこどもプラン 小金井」（小金井市次世代育成支援後期行動計画）を策定し、児童発達支援センターきらりを設置する等、子どもの育ちや子育て支援の総合的な施策を展開してきました。

「のびゆくこどもプラン 小金井」の改訂にあたり、子ども・子育て支援新制度への積極的な対応を図るとともに、時代の変化に伴い子どもたちに何が必要なのか、保護者の皆さんの希望を的確に把握するためのニーズ調査を実施し、子ども・子育て会議で熱心なご審議をいただきました。

子どもの幸福を第一として、地域一体となった子どもの育ちや子育てを支援する取組は極めて重要です。本市は、地域の様々な活動が活発で、地域のポテンシャルと市民意識の高いまちです。子どもの笑顔があふれ、子育てが楽しいといえるまちになれると確信しています。今後も施策の着実な推進に努めてまいりますので、更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、子ども・子育て会議の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました皆様、ご意見やご要望をいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

小金井市長

箱条孝考

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	4
4	計画の策定体制	4
5	基本理念	5
6	基本的な視点と目標	6
7	「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性	8

第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

1	人口・世帯・人口動態等	14
2	教育・保育施設の状況	20
3	地域子ども・子育て支援事業の状況	23
4	ニーズ調査の結果概要	26

第3章 子ども・子育て支援事業計画

第1節	教育・保育提供区域の設定	38
1	教育・保育提供区域の考え方	38
2	教育・保育提供区域の設定	39
第2節	教育・保育施設の充実	40
1	量の見込み	40
2	提供体制の確保と実施時期	42
3	教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	45
4	教育・保育施設の質の向上	46
第3節	地域子ども・子育て支援事業の充実	47
1	地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	47

第4章 子ども・子育て支援施策の取組

第1節	施策の体系	60
第2節	子どもの育ちを支えます（基本的視点1）	61
第3節	子育て家庭を支えます（基本的視点2）	68
第4節	次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます（基本的視点3）	77

第5章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	86
2	役割	87
3	計画の達成状況の点検・評価	88

- 資料1 小金井市子ども・子育て会議条例
- 資料2 小金井市子ども・子育て会議委員名簿・委員あしがき
- 資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過
- 資料4 母子保健計画と健やか親子21（第2次）の概要
- 資料5 小金井市子どもの権利に関する条例
- 資料6 用語解説

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」(平成11年)や「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

小金井市では、これまで「のびゆくこどもプラン 小金井(旧)」において、子どもの幸福と権利保障を第一に、小金井市の育ち、子育て支援を推進していくことを基本理念とし、住民、関係機関・団体、行政など多様な主体が連携して、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。

依然、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しい状態が続いています。こうした中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が創設されました。子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に提供することが市町村の責務とされ、提供体制の確保を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

小金井市は、これまでの流れを踏まえ、「家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指して、「のびゆくこどもプラン 小金井(小金井市子ども・子育て支援事業計画)」を策定します。

新計画においても、前計画の基本理念を継承しつつ、これまでの取組を適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、子どもが元気なまちを目指していきます。

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
のびゆくこどもプラン 小金井(旧) <small>(小金井市次世代育成支援後期行動計画)</small>					のびゆくこどもプラン 小金井 <small>(小金井市子ども・子育て支援事業計画)</small>					
第4次小金井市基本構想										
前期小金井市基本計画					後期小金井市基本計画					



2 計画の位置付け

この計画は、小金井市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として、最上位計画である「小金井しあわせプラン」の個別計画に位置付けられるもので、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、小金井市の子どもと子育て家庭を対象として、小金井市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の次世代育成支援地域行動計画、児童福祉法第56条の4の2の市町村整備計画、母子保健計画を包含するものであり、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合を図りながら推進するものとして定めています。

■対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
のびゆくこどもプラン 小金井								

■上位計画

小金井しあわせプラン（第4次長期総合計画）

整合 ⇕

のびゆくこどもプラン 小金井
（小金井市子ども・子育て支援事業計画）

整合 ⇕

■関連計画

小金井市保健福祉総合計画
明日の小金井教育プラン
など

■根拠法令等

子ども・子育て関連3法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎その他関連整備法

次世代育成支援対策推進法

児童福祉法

健やか親子21（第2次）

5 基本理念

小金井市の「のびゆくこどもプラン 小金井」の目指す方向性として、次の基本理念を継承していきます。

子どもの幸福と権利保障を第一として、

小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと

子どもを生み育てることは、社会や地域にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に子どもは、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。まさに子どもは、私たちの未来です。

子どもの笑顔は、私たちに明るく輝かしい未来を確信させます。しかし、その一方で、いろいろな問題を抱えた多くの子育て・子育ちの状況があることも現実であり、その姿は大人社会の問題点を映し出す鏡でもあります。

「子育て」と「子育ち」は、子どもの成長・発達において「車の両輪」のようなものです。小金井市では平成 21 年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもは「子育て」の対象であるとともに、自ら伸びやかに育っていく「子育ち」の主体者でもあることを明らかにしています。

そこで、下記の点を踏まえ、総合的な施策を推進していくことを計画の基本理念とします。

- 私たちは、子どもが様々な人とのふれあいやゆたかな環境に恵まれ、心と体の調和をとりながら、自立した一人の人間へと成長、発達していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。
- 私たちは、子どもが心からやすらげる安全な環境で、ゆたかな人間性を育み、成長していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。
- 私たちは、子どもがゆたかな自然や文化にふれ、平等に保育・教育を受けて学び発達するなかで、自分の意見を表明し、地域社会に参加し、自己実現していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。
- 私たちは、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感をやわらげることができるよう、地域の中での仲間づくりや助け合いを進め、ゆたかなつながりの中で保護者が子どもとともに成長し、子育ての喜びを感じられるよう、家庭を支えていきます。
- 私たちは、子どもに関わるすべての諸組織との結びつきを深め、地域社会全体で、多様化する子育て・子育ちを見守り、支えていきます。
- 私たちは、未来に向かって育っていく子どもとともにゆたかな地域社会を作り、私たちのまちの子育て・子育ち環境を切れ目なく整えていきます。

6 基本的な視点と目標

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、基本理念を実現するために小金井市は、次の三つの基本的な視点と六つの基本目標をたて、子ども・子育て支援を引き続き推進していきます。

基本的視点 1 子どもの育ちを支えます

あらゆるところで子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの子どもが広く社会と関わりをもち、自ら学びながら発達し、自立・社会参加や自己実現ができるような環境を整えます。

基本目標 1. 子どもの最善の利益を支えます

基本目標 2. 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます

基本的視点 2 子育て家庭を支えます

家庭がやすらぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるよう、社会全体で子育て家庭を支え、様々なニーズに応じた支援をします。また、ひとり親家庭、障がい・特別ニーズを有する子どもとその家庭、外国籍の子どもとその家庭などの特別な配慮を要する家庭にも、きめ細やかな支援を推進します。

基本目標 3. 子どもを生き育てる家庭を支援します

基本目標 4. 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します

基本的視点 3 次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます

子どもは人や自然との関わりの中で育ち、子どもを育む地域は家庭を包む大きな社会です。地域の様々な人々が安心して、楽しく、ゆたかな子育て、子育ちができるようなまちを目指して、次世代の小金井市民を育てていく地域環境を整備していきます。

基本目標 5. 地域の子育ち環境を整えます

基本目標 6. 地域の子育て環境を整えます

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（国の基本指針より抜粋・再構成）

子どもの育ちに関する理念

①乳児期

乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られる。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られる。

②幼児期 3歳未満

おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。自我が育ち、強く自己主張することも多くなるが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つ。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになる。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになる。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となる。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていく。

③幼児期 3歳以上

おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期である。また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期である。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなる。

④学童期

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

7 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性

(1) 子どもの権利の尊重

小金井市では「小金井市子どもの権利に関する条例」が平成21年3月に制定されました。子育て支援サービス等により影響を受けるのは子ども自身であるという視点から、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重され、健やかに成長できるよう十分に配慮していくことが必要です。

今後も、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、子どもの健やかな成長を地域が守っていくことができるよう、引き続き広く周知を図り、市民の理解を深めていく必要があります。

(2) 地域のニーズに応じた多様な教育（幼稚園）・保育の充実

社会的環境の変化から、仕事と子育ての両立を希望する保護者を支援する子育て環境の充実が求められています。小金井市ではこれまでも、安心して子どもを預けて働けることができるよう、認可保育所の定員拡充、認証保育所の新設等に取り組んできましたが、待機児童が増加するという状況となりました。子どもの成長・発達を支え、子どもの育ちを保障するためにも、待機児童の解消を喫緊の課題ととらえ、具体的な方針の策定が急務となっています。

一方では、幼稚園減少により、幼稚園の園児は定員数に対して超過傾向にあるばかりでなく、身近な地域での入園がかなわず、遠方の施設を利用する実態もあります。

子どもの健やかな成長を第一に考えるとともに、利用者の意向を十分に踏まえて、地域の施設に通える体制の整備は必要です。このような状況を踏まえ、以下のような取組を推進していきます。

待機児童の解消は解決しなければならない喫緊の課題ととらえ受入れ体制の拡充に取り組めます。

- 認可保育所の新設、定員拡大などの取組
- 地域型保育事業、認証保育所など多様な保育サービスの充実
- 認可外保育施設の認可化や小規模保育事業への移行等支援
- 潜在的需要を勘案したうえでの計画的な拡充

量的に不足している教育（幼稚園）ニーズに対して地域の施設による受入れに取り組めます。

- 教育・保育が一体的に提供できる認定こども園制度の活用
- 既存施設が認定こども園へ移行する際の受入れ体制づくり
- 保育施設の整備等による認定区分に応じた適切な施設利用の推進

利用者の就労形態や生活スタイルの多様化に合わせて多様な保育サービスを展開します。

- 幼稚園の預かり保育、長時間延長保育、病児・病後児保育、夜間保育、休日保育、障がい児保育等の充実
- 保護者のワーク・ライフ・バランスを考慮した、多様な預かりサービスの提供

サービスの円滑な利用、子どもの健やかな育成と保護者の安心のために、情報提供と質の向上に取り組めます。

- 教育（幼稚園）・保育サービスに関する積極的な情報提供
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、幼稚園教諭、保育士の専門性の向上
- 一定の質が確保されたサービスの提供を保障するために、幼稚園教諭、保育士に対する研修体制の充実

（３）地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの居場所は、地域のすべての子どもに配慮していく必要があります。就労家庭に限らず、子どもが遊びや活動を行える安全な場所が必要となっています。子ども同士の関わりが薄くなっているとともに、子どもと大人との交流機会も少なくなっている中で、子どもの活動場所づくり、大人との交流の場づくりが必要となっています。

市では児童館や公園などとともに、学童保育所が子どもの活動場所となっています。今後、子ども自身の育つ権利を保障しながら、子ども同士、あるいは、子どもと大人が活動することのできる環境や仕組みづくりが課題となっています。

子どもの活動場所の拡大に取り組めます。

- 「放課後子ども総合プラン」を見据えた放課後の居場所づくりの充実
- 地域での青少年の居場所の拡大、NPO・民間の子ども活動支援プログラム等、地域の多様な社会資源の積極的な活用を検討

（４）地域子育て支援機能の充実

市の子ども家庭関連部門では、子育て相談・支援、情報提供、交流促進などを行っていますが、すべての子育て家庭を対象に、地域の子育て支援機能をさらに活性化させていく必要があります。

そのためには、子育て家庭が気軽に集うことのできる多様な場の整備も含め、市民やNPO団体との協働によって効果を発揮していくことが重要です。

地域の子育て環境の向上を図ります。

- 地域における子育て支援活動の充実、子育て支援ネットワークの充実
- 子育て家庭の孤立化の防止と相互の交流、情報交換の促進
- 幼稚園・保育所を中心とした地域の子育て気運の醸成

(5) 特別に支援が必要な子ども・家庭への援助促進と連携強化

平成 16 年の児童福祉法の一部改正により児童家庭相談に応じることが市町村の義務として明確化され、虐待の未然防止・早期発見・支援を中心に子どもの権利を保障する立場から積極的な取組が求められています。また、平成 20 年 12 月の改正により、虐待の予防を含む様々なサービスが児童福祉法に位置付けられ、子育て家庭に対する支援と方法が拡大・強化され、最も困難を有する子ども・家庭への施策のあり方が、深く問われてくることになりました。

子ども家庭支援センターを中心に、行政の各部門、児童相談所、地域の関係機関等と設置している「小金井市要保護児童対策地域協議会」の連携・調整機能を強化し、子どもの立場から環境の改善が必要な家庭への支援を進めていく必要があります。

また、平成 17 年に施行された「発達障害者支援法」では、高機能自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害者への支援推進が明確に規定されました。平成 18 年度に行われた「小金井市における今後の特別支援教育のあり方について」の検討の中で、乳幼児への発達支援の拡充整備、関係機関の連携と協働によるネットワークの構築が指摘されました。市では、平成 21 年度より「小金井市特別支援ネットワーク協議会」を設置し、発達支援センターの設立を課題に挙げ、庁内検討委員会と連携しながらピノキオ幼稚園の移転改築に併せ、発達支援事業の構築に向けて検討を行い、市民意見交換会を経て平成 25 年 10 月に身近な地域の子どもとその家族の支援拠点として小金井市児童発達支援センター「きらり」を開設しました。

特別なニーズを持つ子どもが健やかに成長できるように地域が関心を広げ、子どもと家族が支援の輪に囲まれていく必要があります。ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークをさらに充実させていく必要があります。

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

地域の実情に即した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現へ向けて、住民の理解や合意形成を促進するために広報・啓発活動を強め、その気運を高めていく必要があります。

地域の人々がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても多様な生き方が選択・実現できることが求められています。

そのためにも、男性の育児・子育て参加を促進しつつ、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、総合的な子育て支援を展開し、多様な家庭環境を支える社会的基盤形成をより進め、広げていく必要があります。

(7) 子ども・子育て支援事業計画の推進体制の充実

「のびゆくこどもプラン 小金井」の施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組む体制の強化が必要です。「のびゆくこどもプラン 小金井」は、子ども・子育て会議等の審議を経て、施策の実施状況についての点検・評価結果を公表します。

子どもの育ち及び子育てをめぐる環境について（国の基本指針より抜粋・再構成）

- ①核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- ②現在の親世代においては、兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。
- ③経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性をはじめとする各年代で非正規雇用割合も高まっています。
- ④子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。
- ⑤女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められていますが、都市部で依然として待機児童が存在しています。
- ⑥長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。
- ⑦父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。
- ⑧夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向がみられており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。
- ⑨就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たないので、関係機関の連携した支援が望まれています。
- ⑩少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。

第2章

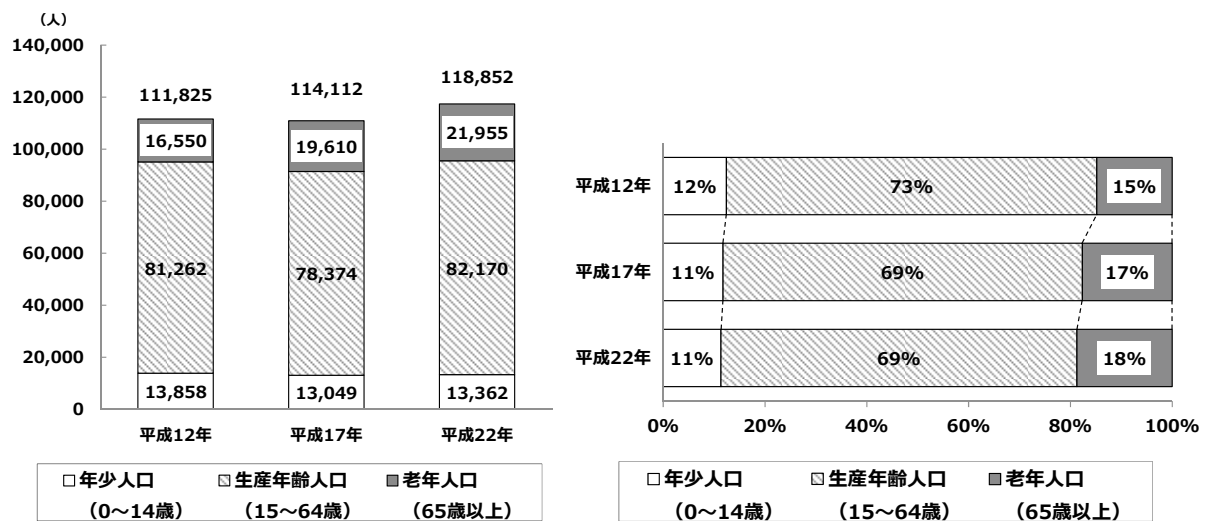
小金井市の子ども・子育てを 取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

1 人口の推移（国勢調査より）

小金井市の人口は、平成12年以降増加傾向となっています。少子高齢化は進行し、年少人口が平成12年から平成22年までの10年間で約500人減少しています。また、全体に占める割合も減少傾向にあり、平成22年で11%となっている一方で、老年人口は全体に対し18%となっています。

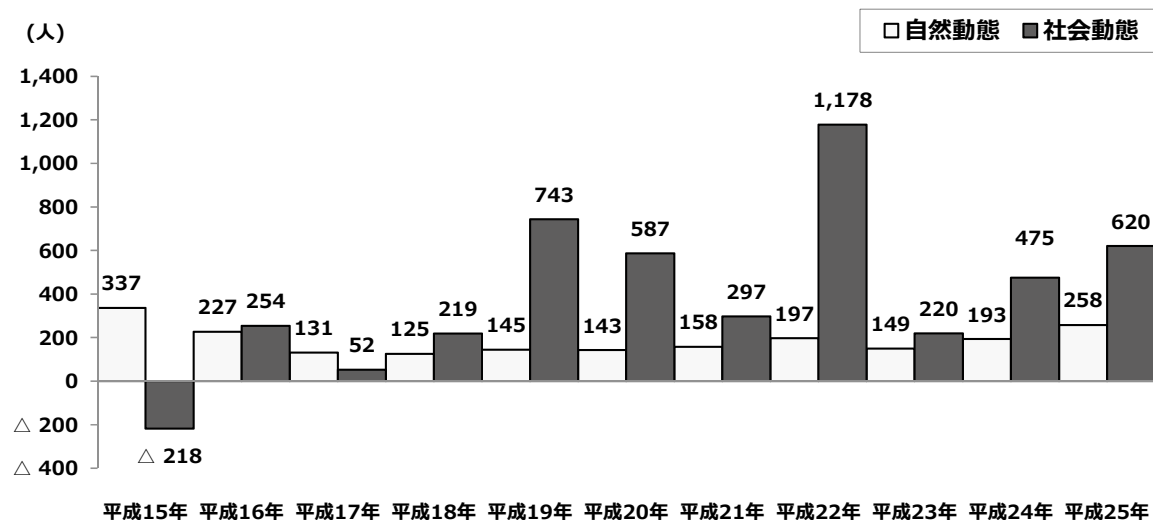
■年齢3区分別人口数及び割合の推移



2 自然動態・社会動態（小金井市事務報告書より）

小金井市の社会動態（転入-転出）は、ここ10年間はおおむねプラスで推移しており、人口増加の主な要因となってきました。また、自然動態（出生-死亡）も、ここ10年間はプラスで推移して、人口増加の要因になっています。

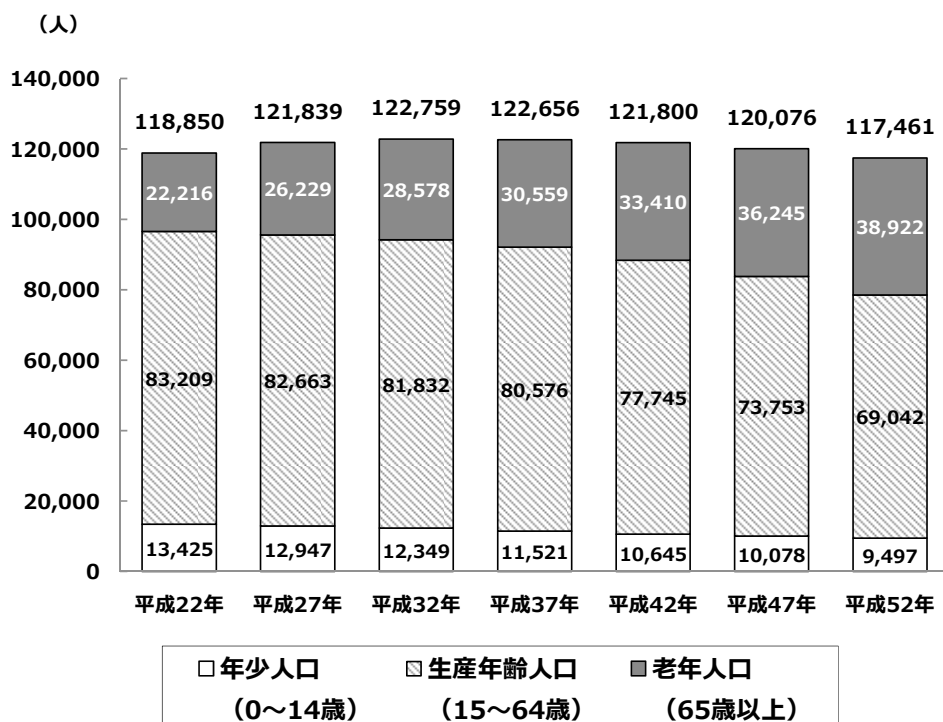
■自然動態・社会動態の推移



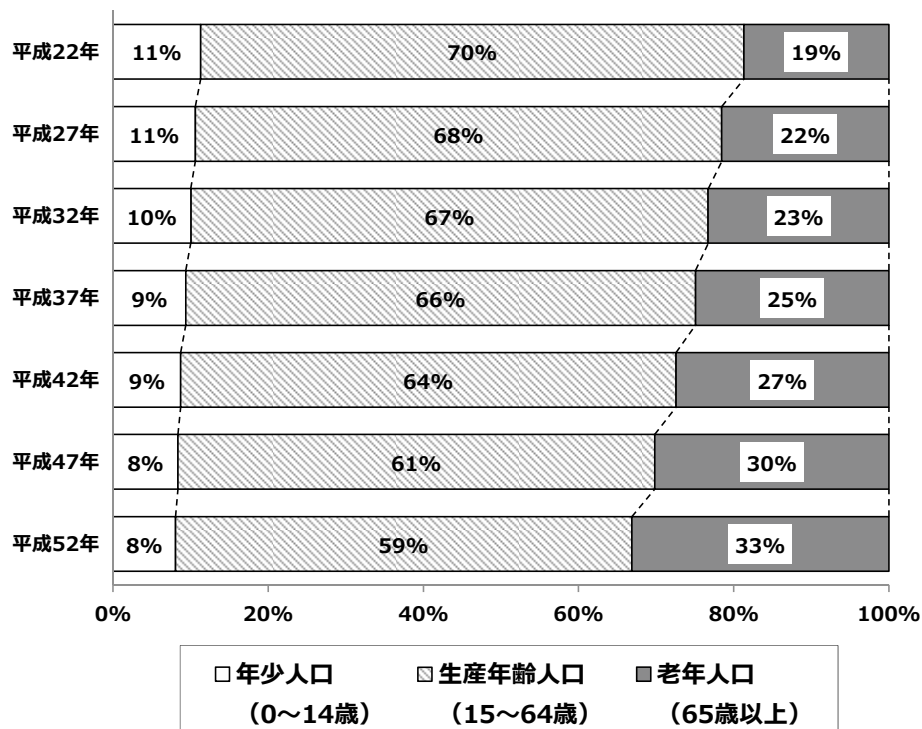
3 将来の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計値より）

小金井市の将来の長期推計値から、平成52年には、総人口が12万人を下回ると推計されています。年少人口も減少が見込まれており、平成52年以降1万人を下回ると推計されています。平成47年以降は老年人口割合が全体の30%を上回ると見込まれ、少子高齢化が進むと見込まれています。

■ 年齢3区分別人口の将来推計



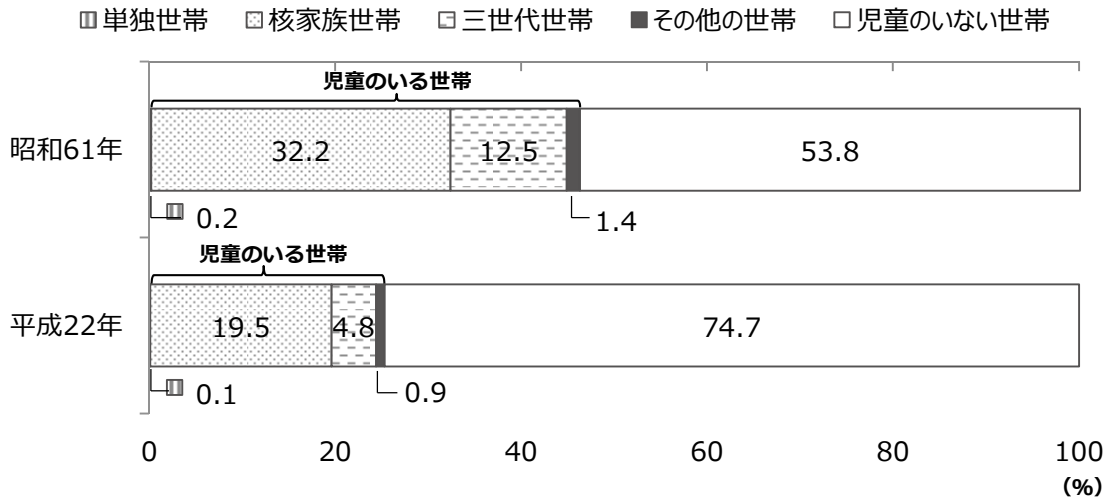
■ 年齢3区分別人口割合の将来推計



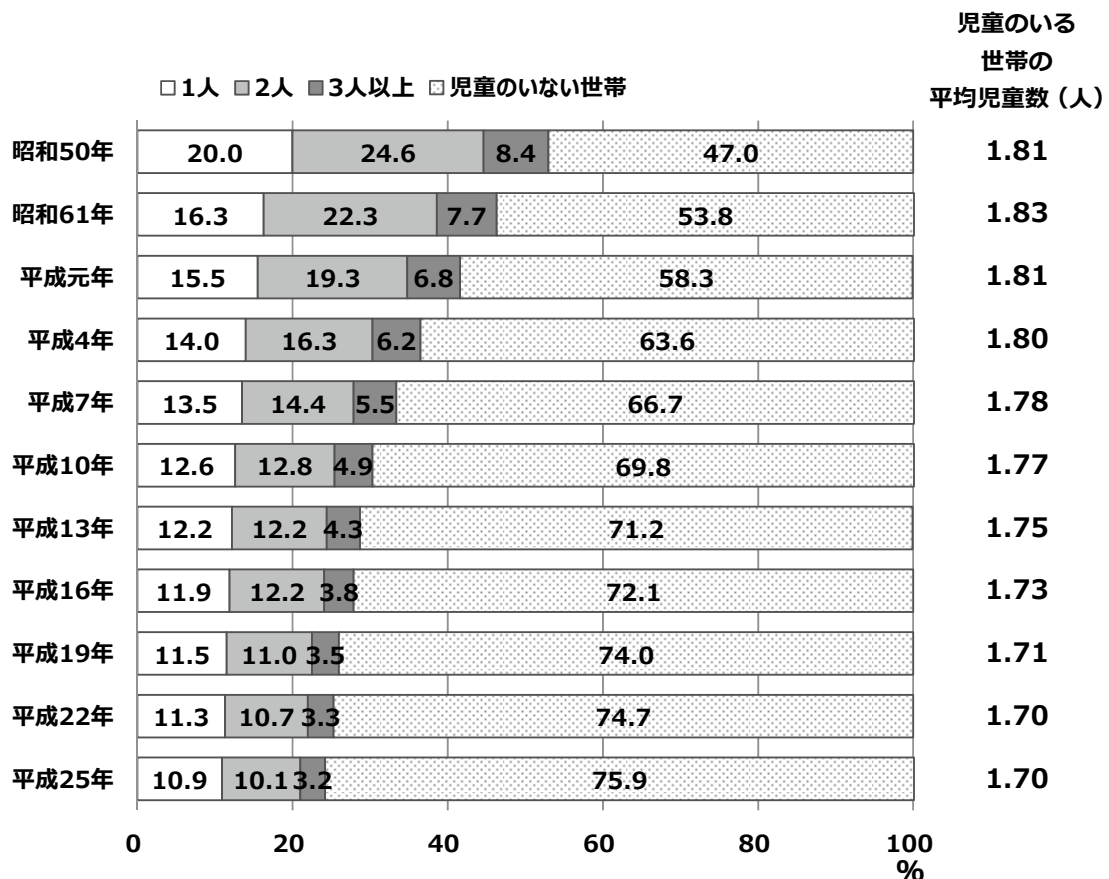
4 児童のいる世帯の変化（厚生労働省・平成25年国民生活基礎調査の概況より）

過去約40年間の年次比較をみると、平成22年で児童のいる世帯は、全世帯の25.3%、平均児童数は1.7人となっています。また、世帯数の構成割合・平均児童数の年次推移で平成25年をみると、児童が「1人」いる世帯は全世帯の10.9%、「2人」いる世帯は10.1%となっており、子どもがいない世帯は、全世帯の約76%と少子化が進んでいるのが、全国の統計からも見てとれます。世帯構成の変化によって子育て環境は変化をしています。

■ 児童の有無別にみた世帯構造別世帯数の構成割合の年次比較



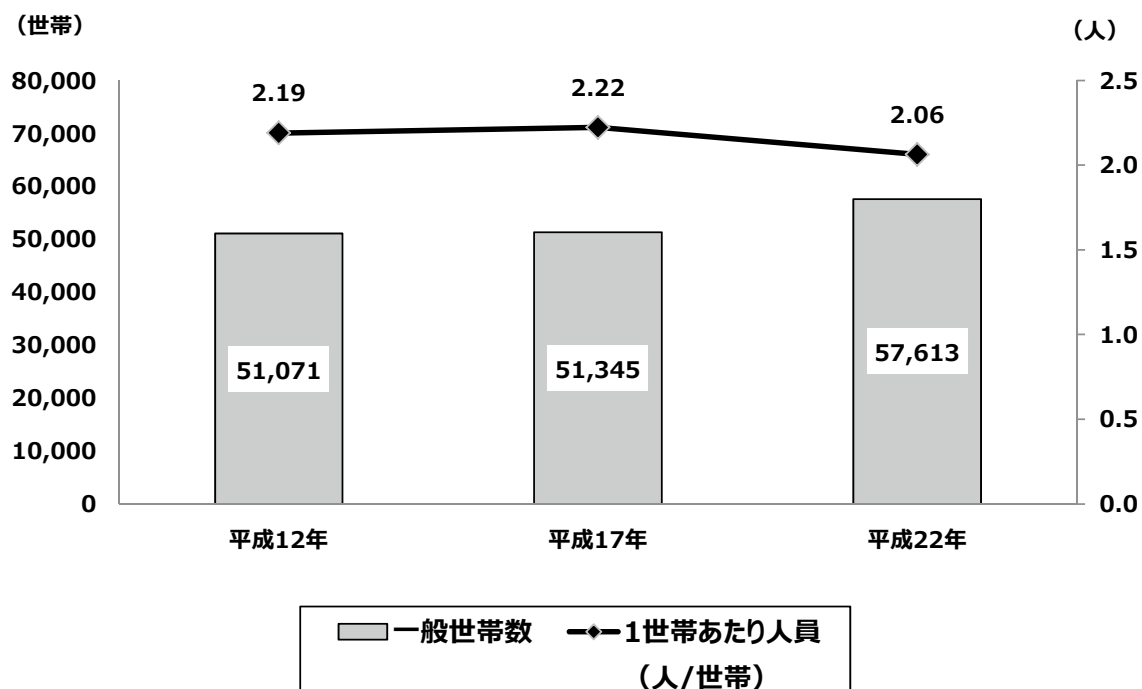
■ 児童の有無及び児童数別にみた世帯数の構成割合・平均児童数の年次推移



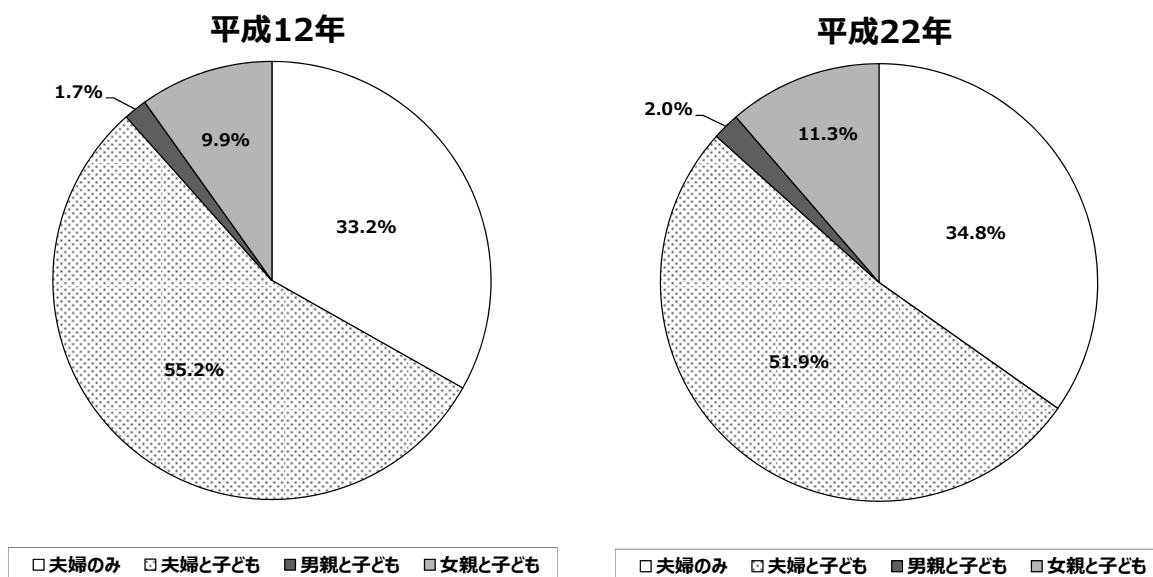
5 世帯の状況（国勢調査より）

小金井市の世帯数は増え続け、平成12年から10年間で約6,500世帯増加しています。ただ、1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「女親と子ども」の割合が増加しています。

■世帯数および1世帯あたり人員の推移

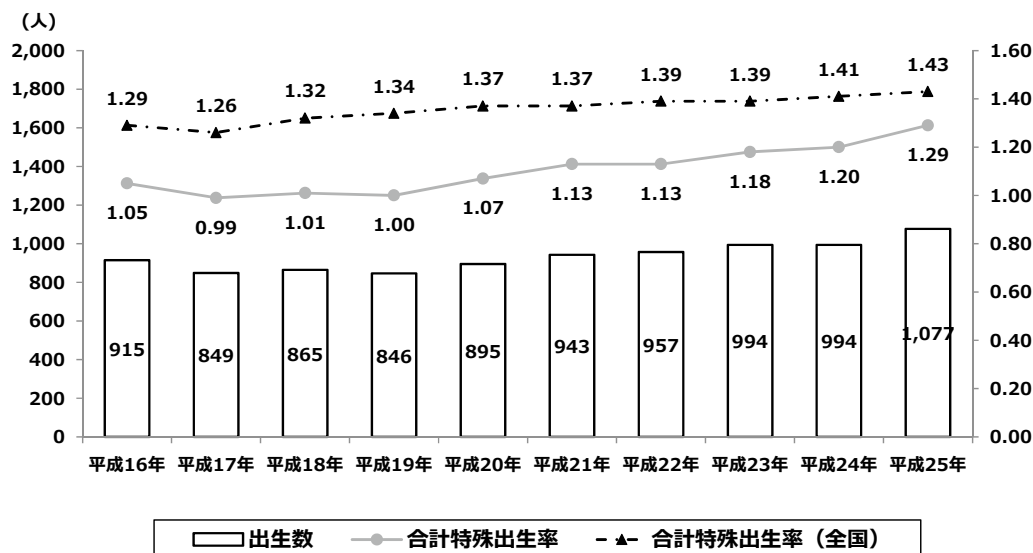


■核家族世帯の構成比



6 出生の状況（人口動態統計（東京都福祉保健局）より）

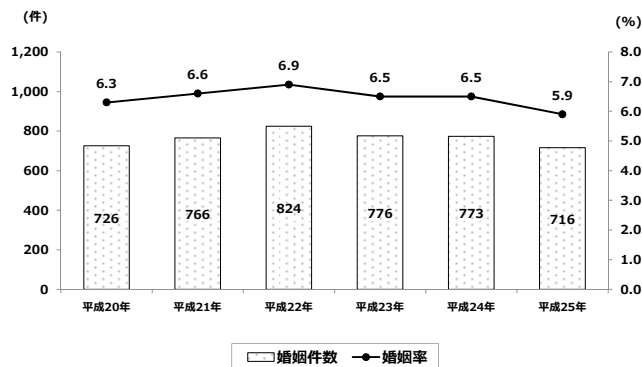
小金井市の出生数は、平成16年から10年間で、約160人増加しています。合計特殊出生率は、全国平均出生率を下回っています。平成17年の0.99ポイントから平成25年には、0.3ポイント回復していますが、現在の人口水準を維持できる2ポイントには至っていないため、人口減少が進むのは数字からもみることができます。



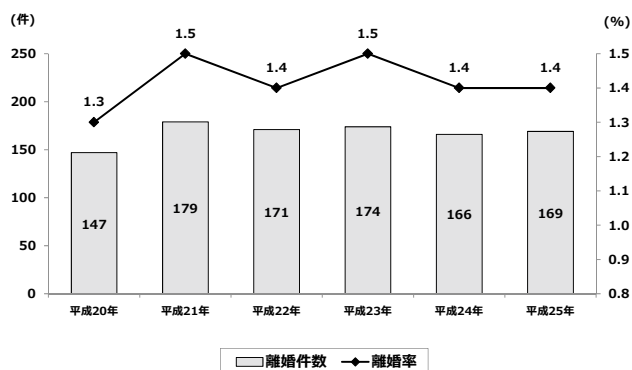
7 婚姻・離婚の状況（人口動態統計（東京都福祉保健局）より）

小金井市の婚姻件数、婚姻率は、年度による増減があるものの、おおむね横ばいで推移しています。また、離婚件数、離婚率は年度による増減があるものの、低い水準でおおむね横ばいで推移しています。

■婚姻件数および婚姻率の推移



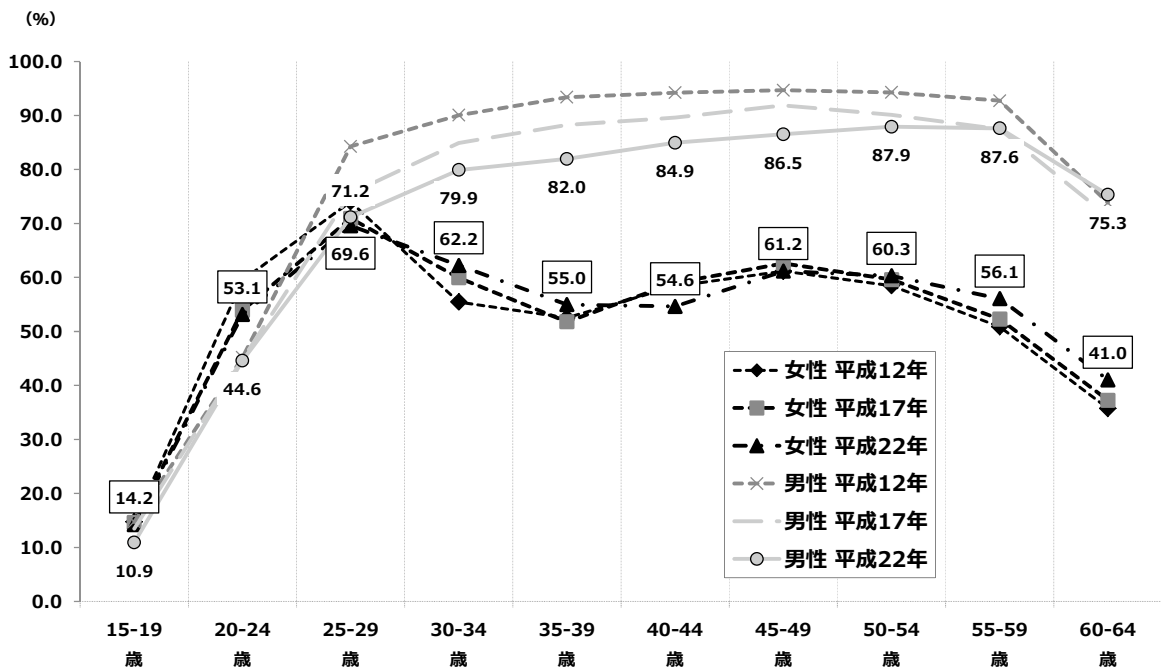
■離婚件数および離婚率の推移



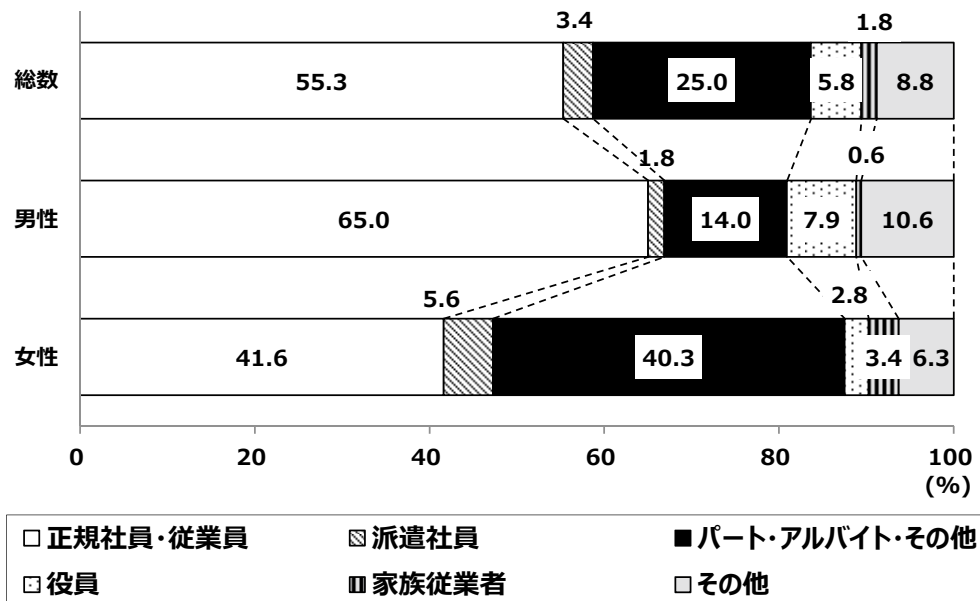
8 就労の状況（国勢調査より）

小金井市の年齢別労働力率をみると、男性の20歳代までの労働力率は約7割で、30代でも8割台前半で、就労支援が必要な状況とみることができます。また、女性の20歳代の労働力率が上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」の落ち込みが大きく、30代、40代でその傾向は低い傾向のままです。従業上の地位別従業者数割合でみると男性は「正規社員・従業員」の割合が最も高く、女性は「パート・アルバイト・その他」と「派遣社員」を合わせた非正規雇用の割合は「正規社員・従業員」の割合を上回っています。

■年齢別労働力率（M字カーブ）の推移



■従業上の地位別従業者数の割合

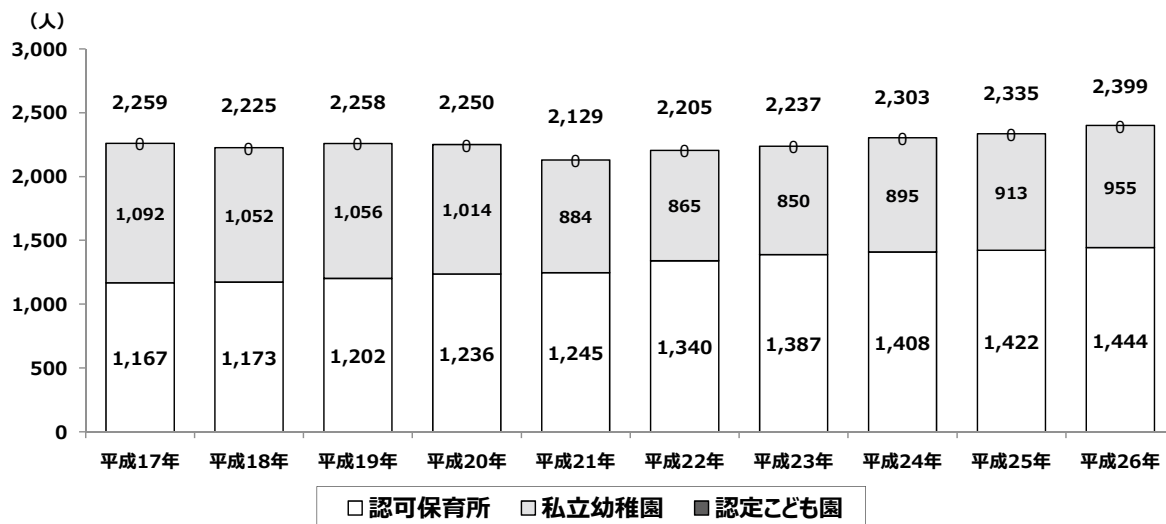


2 教育・保育施設の状況

1 利用児童数の推移

小金井市内の認可保育所、私立幼稚園利用児童数ともに、平成 17 年から増加傾向にあります。それぞれ 1,400 人前後、900 人前後で推移しています。認定こども園は実施していません。全体では、平成 21 年に少し減少しましたが、ゆるやかな増加傾向をみることができます。

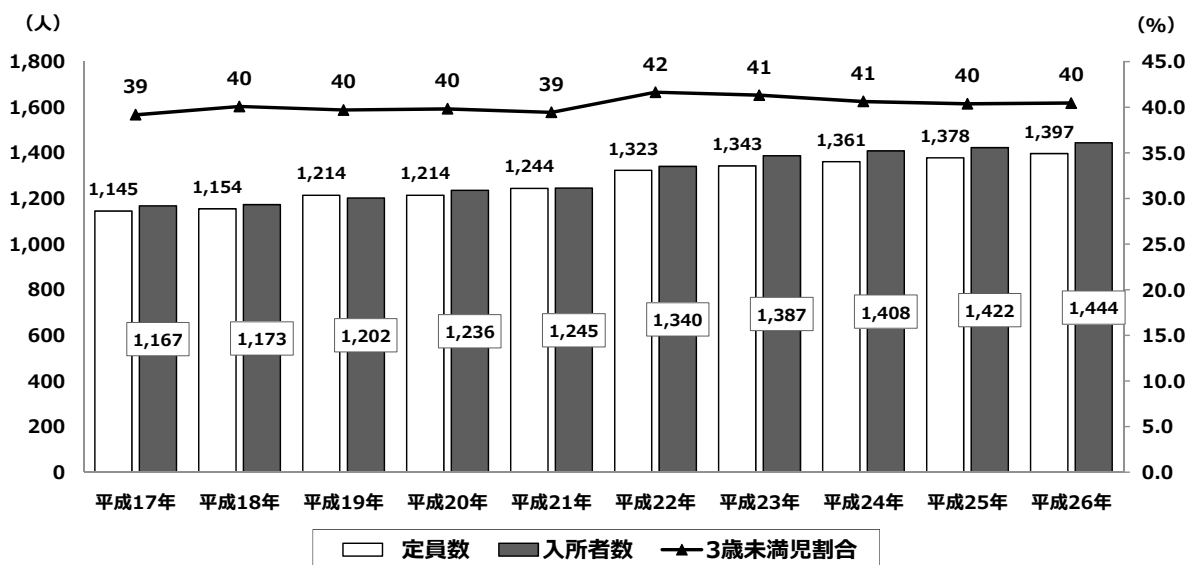
■認可保育所、私立幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



2 認可保育所の利用状況

小金井市内の認可保育所への入所者数は、平成 17 年以降、増加傾向にあります。3歳未満児の利用割合は横ばいとなっています。定員数は、平成 26 年に 1,397 人まで増加しました。

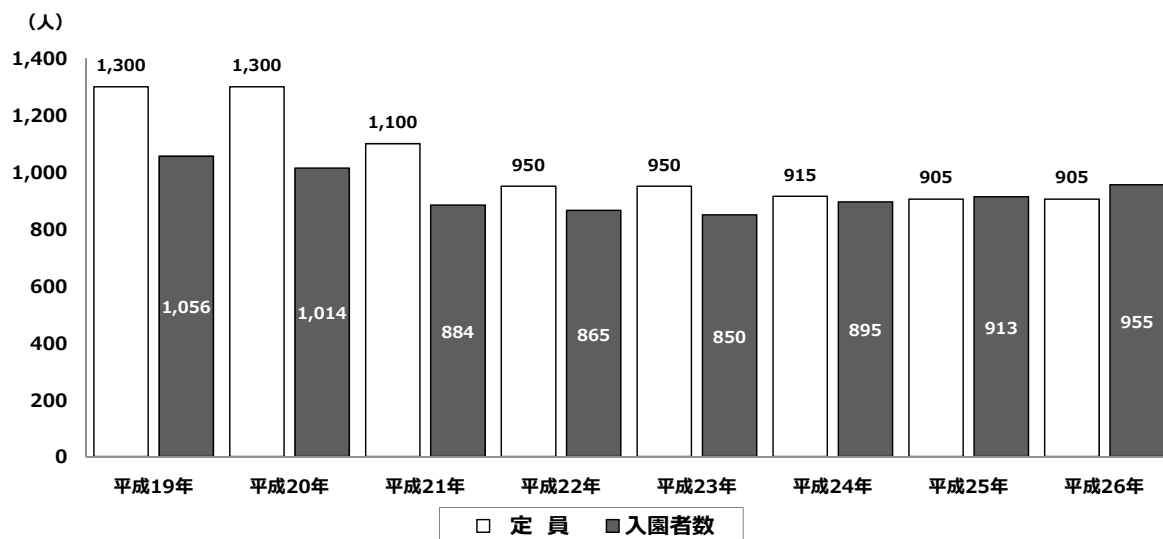
■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



3 私立幼稚園の利用状況

小金井市内の私立幼稚園利用者数は、減少傾向でしたが、平成24年からは、増加傾向となっています。定員数は、平成20年に8園で1,300人でしたが、平成26年には6園で905人に減少しています。平成26年で、定員905人に対し、利用者数は955人と定員を超えた入園者数となっています。

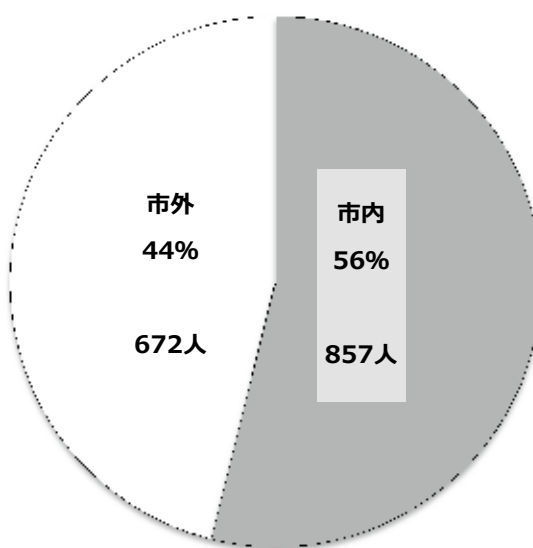
■私立幼稚園の定員数、利用者数の推移



4 私立幼稚園の通園状況

小金井市の私立幼稚園利用者が通園している施設の所在地で見ると、44%の利用者が市外の私立幼稚園に通園しています。

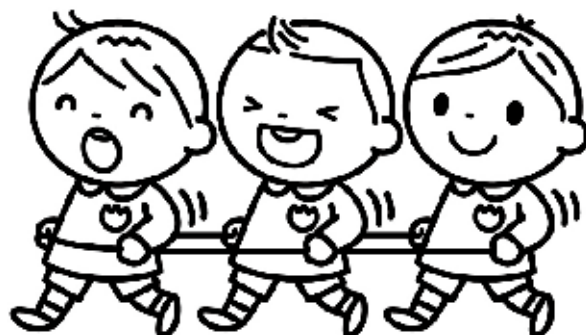
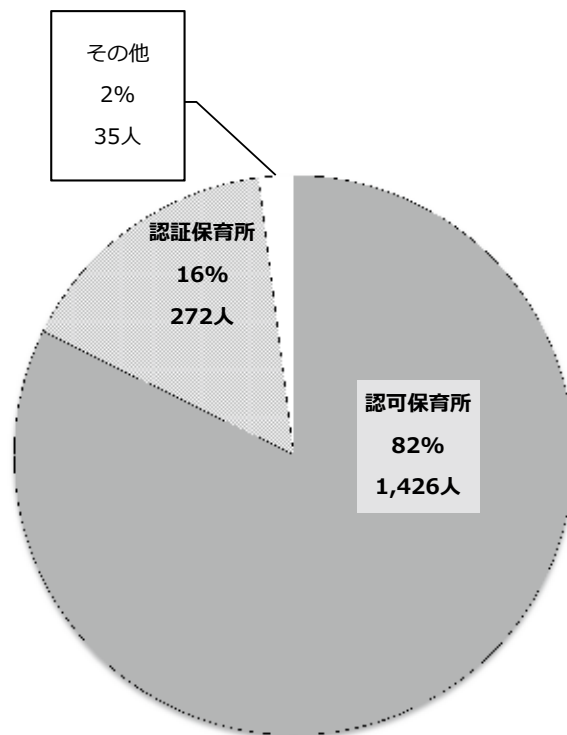
■私立幼稚園所在地別通園状況(平成26年5月現在)



5 認可・認可外保育施設の利用状況

小金井市内の保育施設利用状況の施設類型別では、認可保育所が82%であるのに対して、認証保育所は16%、保育室（定期利用保育事業）や家庭福祉員が2%となっています。

■施設類型別保育施設利用状況(平成 26 年 3 月現在)



3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「のびゆくこどもプラン 小金井（旧）」から子ども・子育て支援新制度に移行する事業について、過去の実施状況をまとめます。

1 延長保育事業、休日保育事業

通常の開所時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【実施状況】（平成 25 年度実績）

区分	延長保育	休日保育	夜間保育	幼稚園 預かり保育
実施か所数	13	0	0	4
私立	8	0	0	4
公立	5	0	0	0

2 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後における保育が必要な児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施状況】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	9	14	14	16	16
登録児童数	662	695	708	695	726

3 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

【実施状況】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	1	1	1	1	1
延宿泊数	79	103	120	121	69

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

（平成 25 年度実績） 事業を実施していません。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

【実施状況】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	604	931	999	960	1,072
出生数	934	987	992	1,033	1,104

5 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

【実施状況】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問家庭数	5	21	17	23	21
実施率	必要な家庭には全戸派遣				

6 地域子育て支援拠点事業

子どもたちの健やかな成長と、保護者が楽しく子育てできるように、気軽に集う場を提供し、子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【実施状況】本町児童館、東児童館、貫井南児童館、緑児童館で実施（ひろば事業）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
設置か所数	4	4	4	4	4

7 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができるサービスです。

【実施状況】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	6	6	7	10	11
延利用件数	10,003	11,721	5,742	14,142	15,200

8 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

【実施状況】※平成 24 年 11 月 12 日開設

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	9 人日	63 人日
登録児童数	81 人	176 人

※くすみ保育室で実施されている病後児保育：定員 4 名（1 日）

9 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

【実施状況】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員数	742	867	958	1,065	1,179
協力会員数	110	126	142	166	181
両方会員数	31	33	39	44	42
活動件数	2,647	2,400	2,470	2,951	3,297

10 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状況などを定期的を確認するため、基本健診 14 回を公費負担します。

【実施状況】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診件数（合計）	10,738	11,914	9,953	11,080	11,644
受診件数（1 回目）	1,006	988	951	1,088	1,077
受診件数（2 回以降）	9,732	10,926	9,002	9,992	10,567
妊娠届出数	1,043	1,055	1,054	1,164	1,175
受診件数／妊娠届出数	10.3	11.3	9.4	9.5	9.9
妊娠届出数／0 歳人口	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2

4 ニーズ調査の結果概要

「のびゆくこどもプラン 小金井」の策定に向けて、市民の教育・保育・子育て支援に関する利用状況や今後の利用希望等を把握し、基礎資料を得ることを目的にニーズ調査を実施しました。ニーズ調査より次にあげるような傾向がみられました。

- 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- 調査期間：平成 25 年 12 月 1 日～24 日
- 調査方法：郵送配付・郵送回収
- 配布・回収：

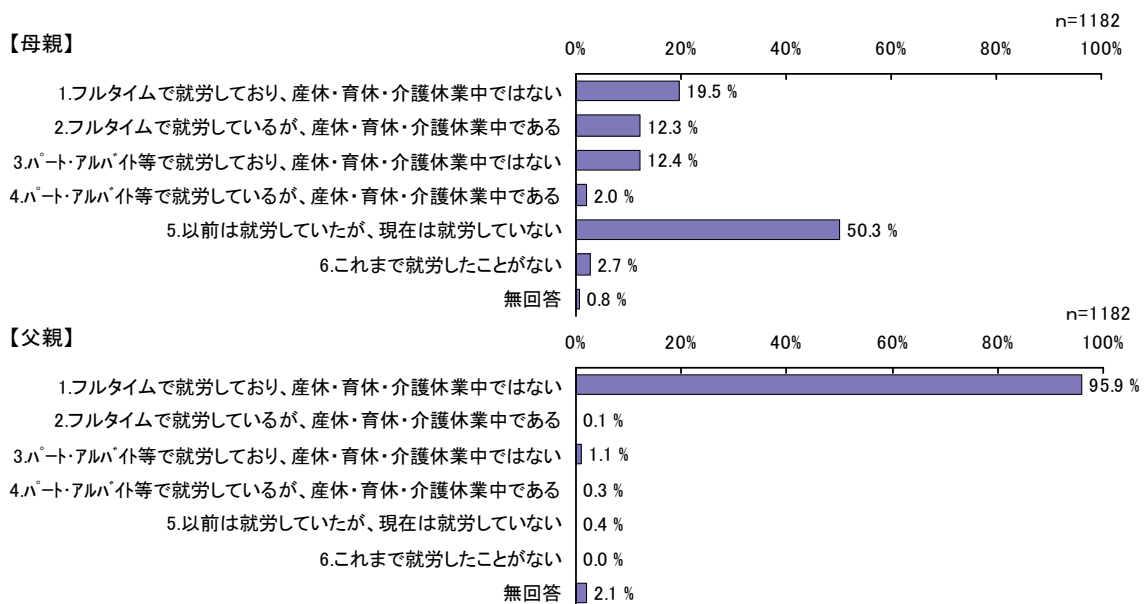
調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	2,000 票	1,182 票	59.1%
小学生の保護者	1,500 票	795 票	53.0%
中学生・高校生年代の青少年	1,250 票	459 票	36.7%
中学生・高校生年代の青少年の保護者	1,250 票	663 票	53.0%

1 就学前児童調査

(1) 保護者の就労状況

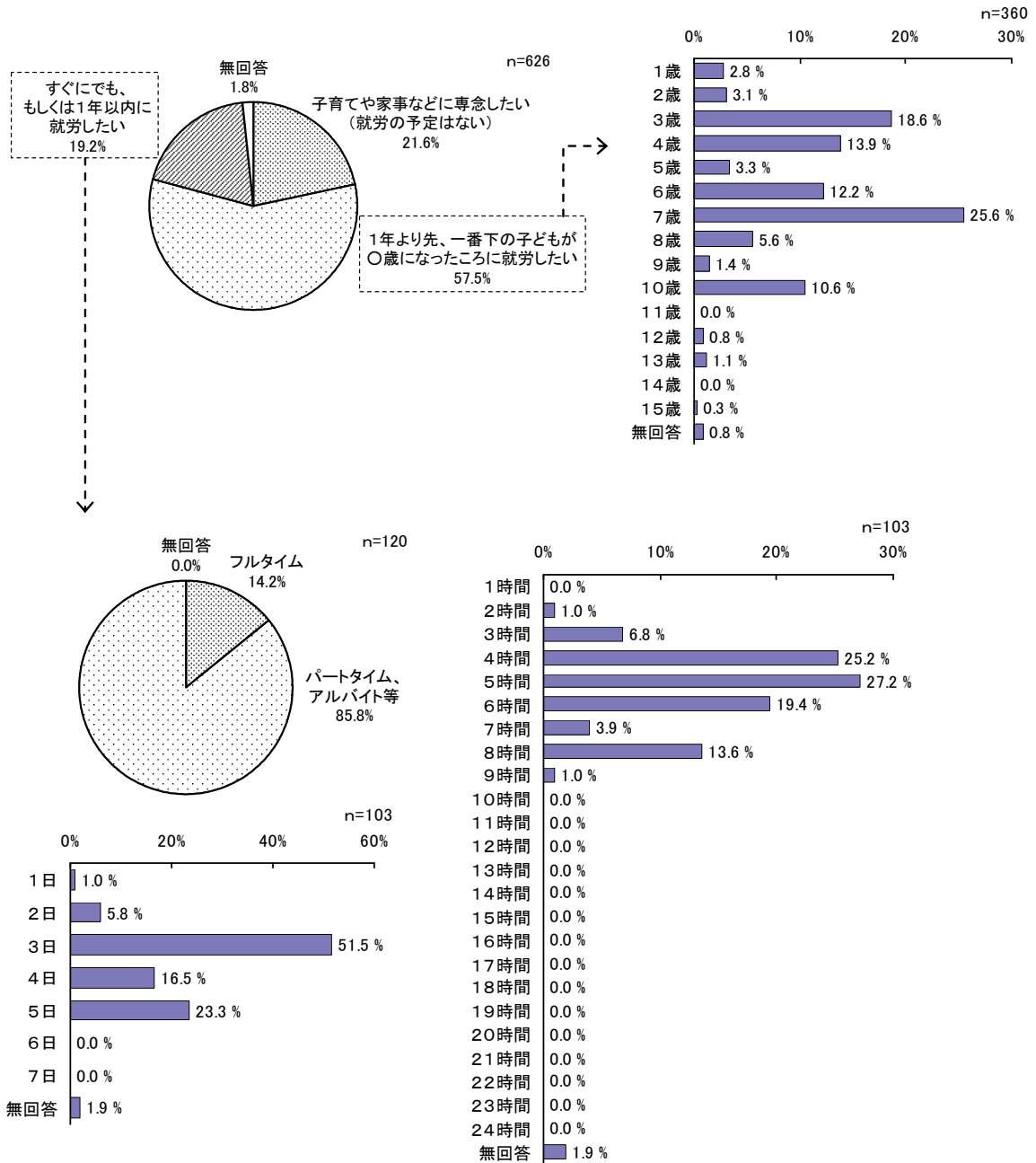
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 50.3%である。産休・育休・介護休業中を含め「フルタイム」は 31.8%、「パート・アルバイト等」は 14.4%となっています。

父親の就労状況は、「フルタイム」が 95.9%で9割を超えています。



○現在就労していない母親の今後の就労意向

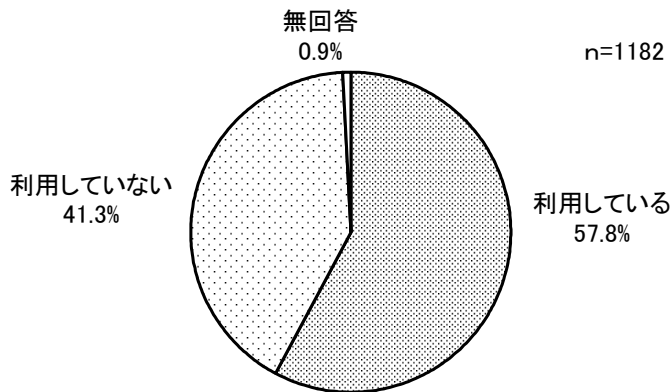
現在就労していない母親の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが○歳になったころに就労したい」57.5%が最も多く、その年齢は「7歳」25.6%、「3歳」18.6%、「4歳」13.9%などの順となっています。「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は19.2%、希望する就労形態は「パート・アルバイト等」が85.8%となっています。1週当たりの日数と1日当たりの時間は次のとおりです。



(2) 教育・保育事業の利用について

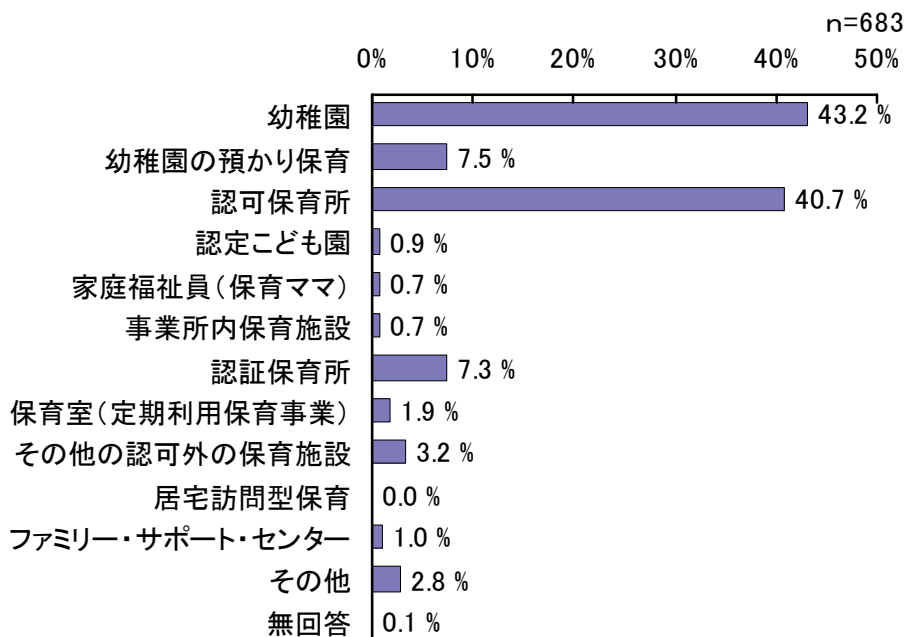
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が57.8%、「利用していない」が41.3%となっています。



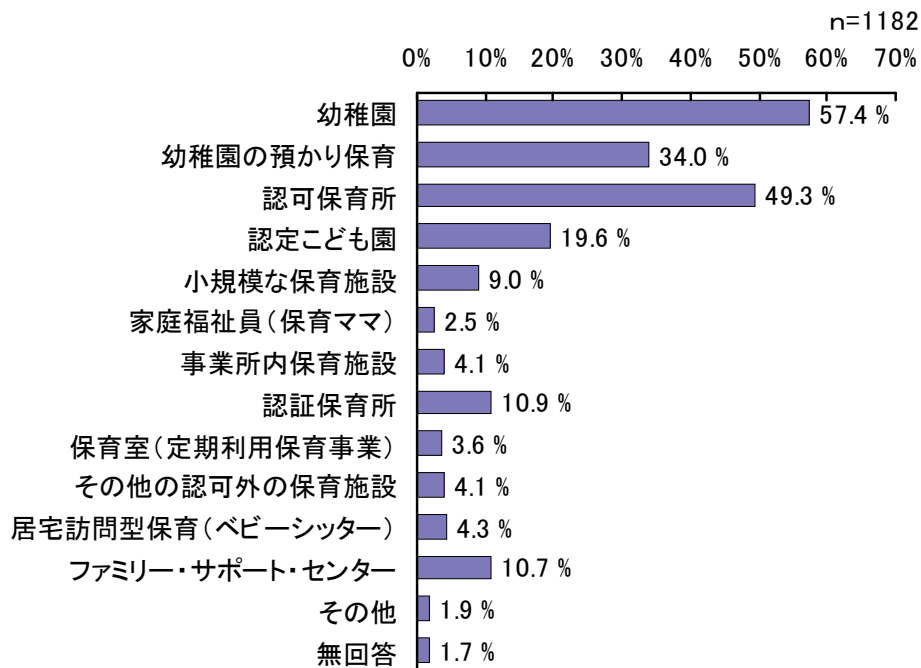
○利用している教育・保育事業

定期的にご利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が43.2%で最も多く、次いで「認可保育所」が40.7%となっています。



○今後、利用したい教育・保育事業

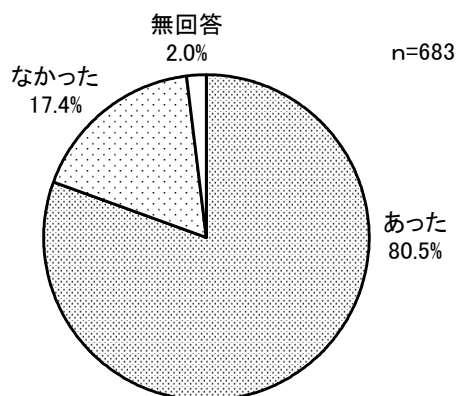
今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」が 57.4%で最も多く、次いで「認可保育所」が 49.3%、「幼稚園の預かり保育」が 34.0%、「認定こども園」が 19.6% などとなっています。



(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

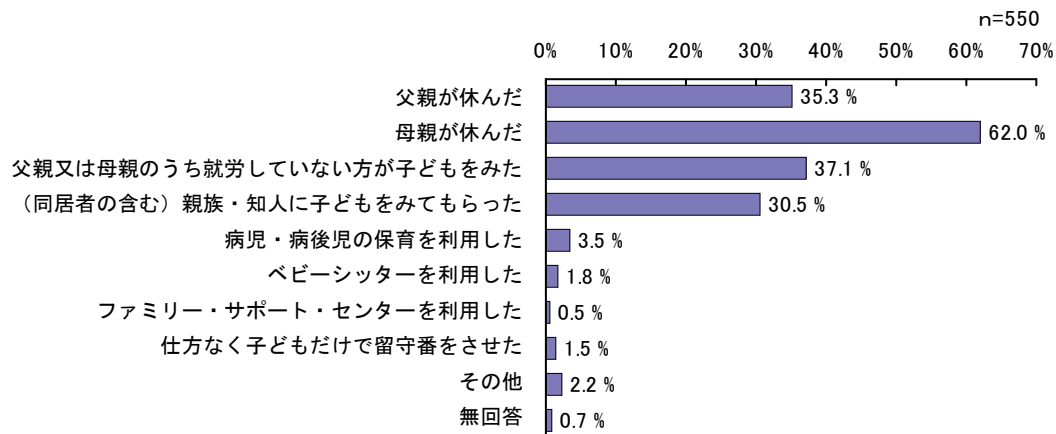
○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験

この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが、「あった」が80.5%、「なかった」は 17.4%となっています。



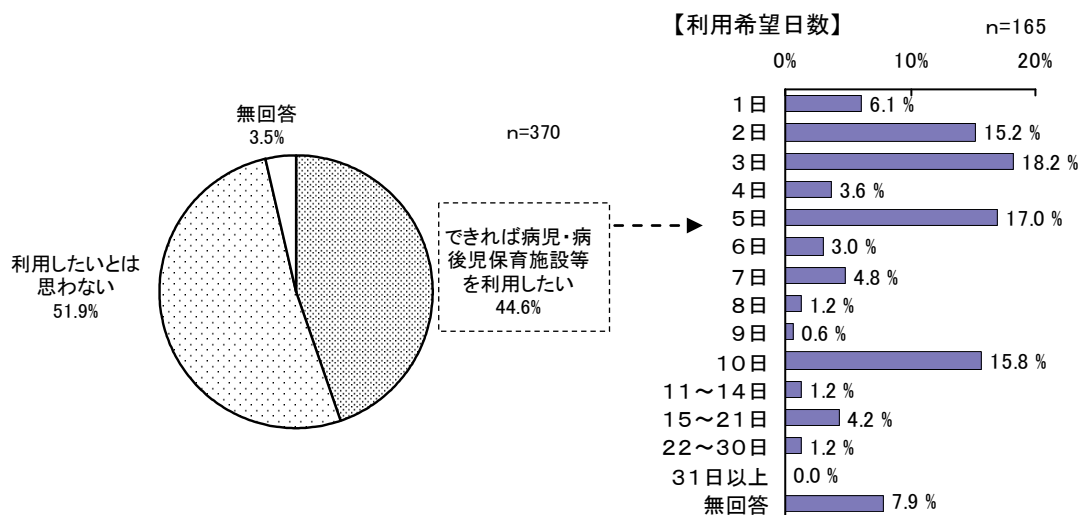
○そのときの対処方法

対処方法は、「母親が休んだ」が62.0%で最も多く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が37.1%、「父親が休んだ」が35.3%となっています。



○病児・病後児保育の利用意向

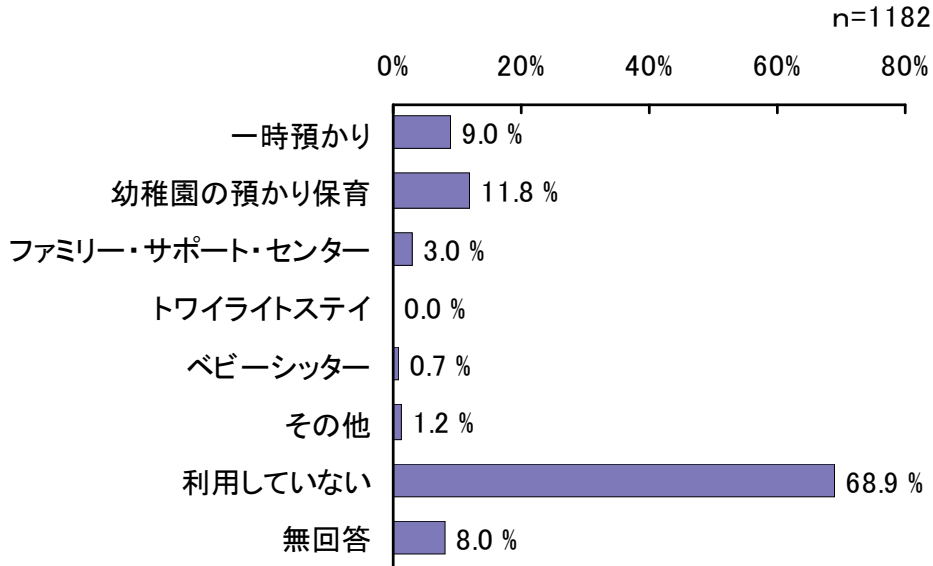
病児・病後児保育の利用については、「利用したいとは思わない」が51.9%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が44.6%となっています。



(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

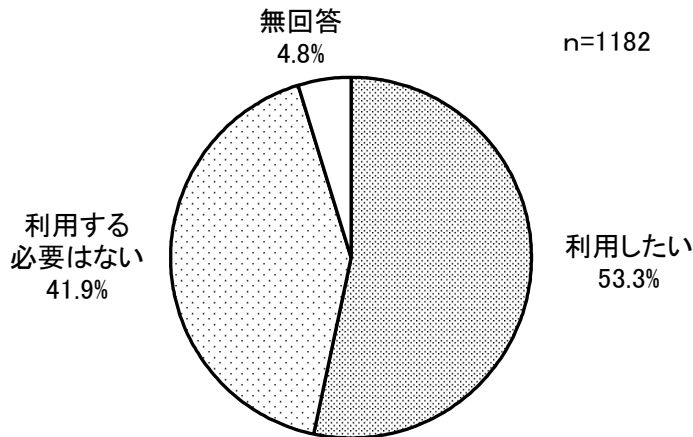
○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している教育・保育事業

不定期の教育・保育事業の利用について、「利用していない」が68.9%で多数を占めます。

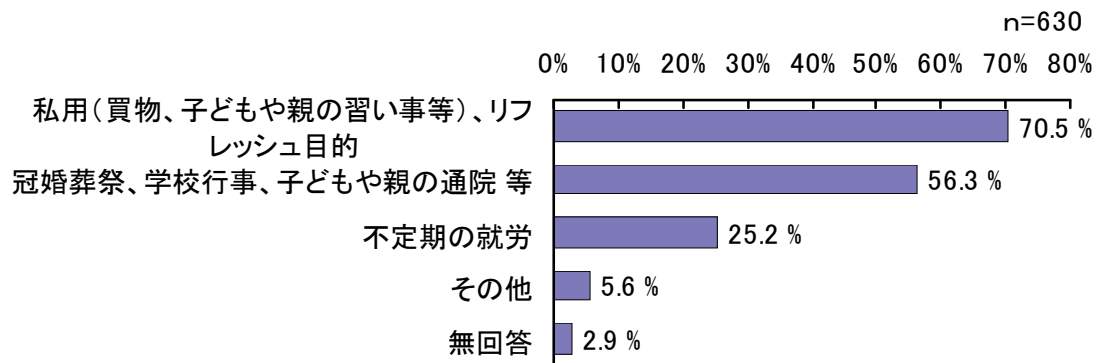


○今後の利用意向

今後、不定期の教育・保育事業の利用について、「利用したい」が53.3%、「利用する必要はない」が41.9%となっています。
 利用する理由としては、「私用、リフレッシュ目的」が70.5%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が56.3%、「不定期の就労」が25.2%となっています。



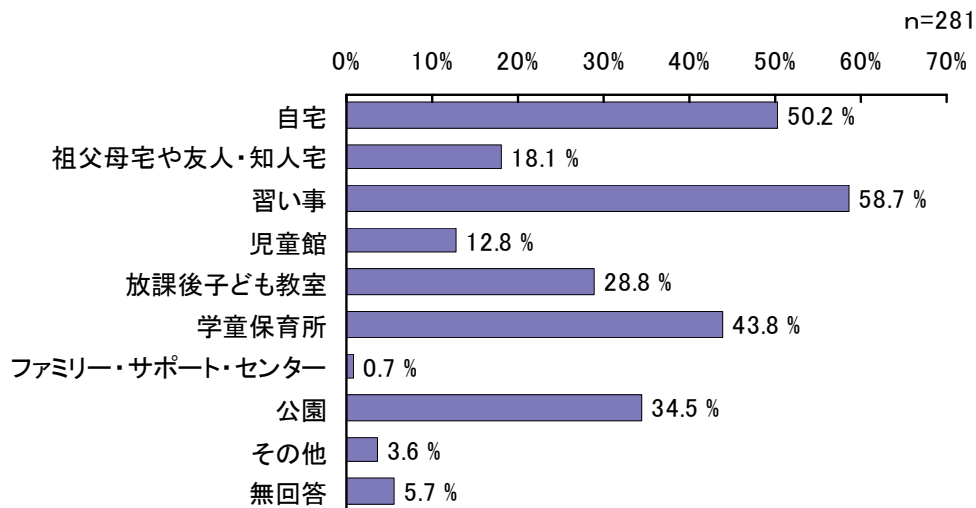
○事業を利用したい理由



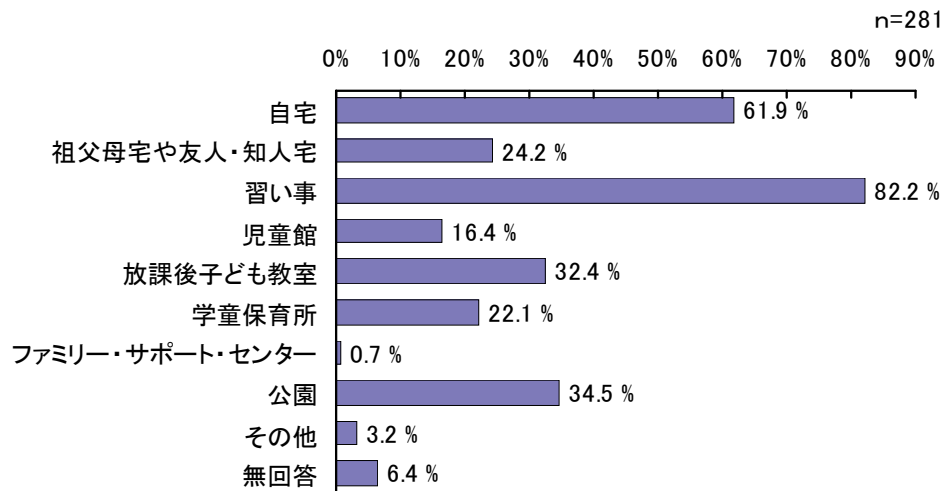
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

低学年では、「習い事」が58.7%で最も多く、次いで「自宅」が50.2%、「学童保育所」が43.8%、「公園」が34.5%などとなっています。
 高学年では、「習い事」が82.2%で最も多く、次いで「自宅」が61.9%、「公園」が34.5%、「放課後子ども教室」が32.4%などとなっています。

○低学年で過ごさせたい場所



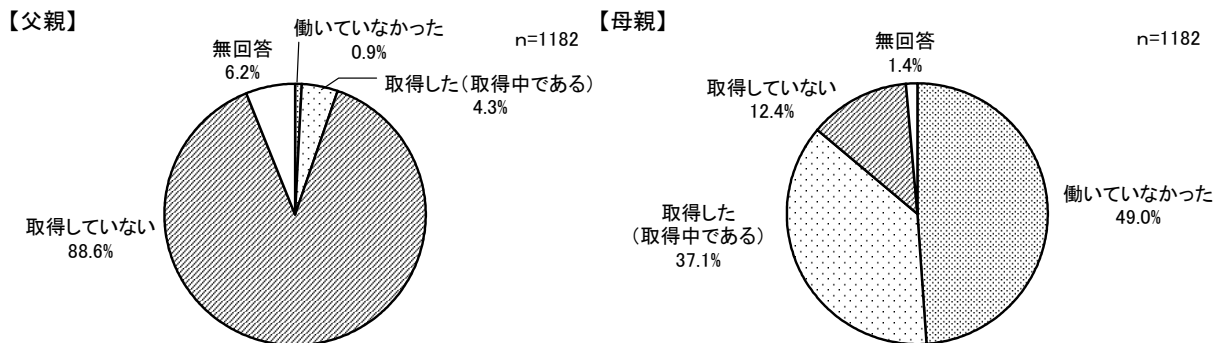
○高学年で過ごさせたい場所



(6) 育児休暇の取得について

父親の育児休暇の取得状況は、「取得していない」が88.6%で大半を占めています。母親の育児休暇の取得状況は、「働いていなかった」が49.0%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が37.1%、「取得していない」が12.4%となっています。

○育児休暇の取得状況

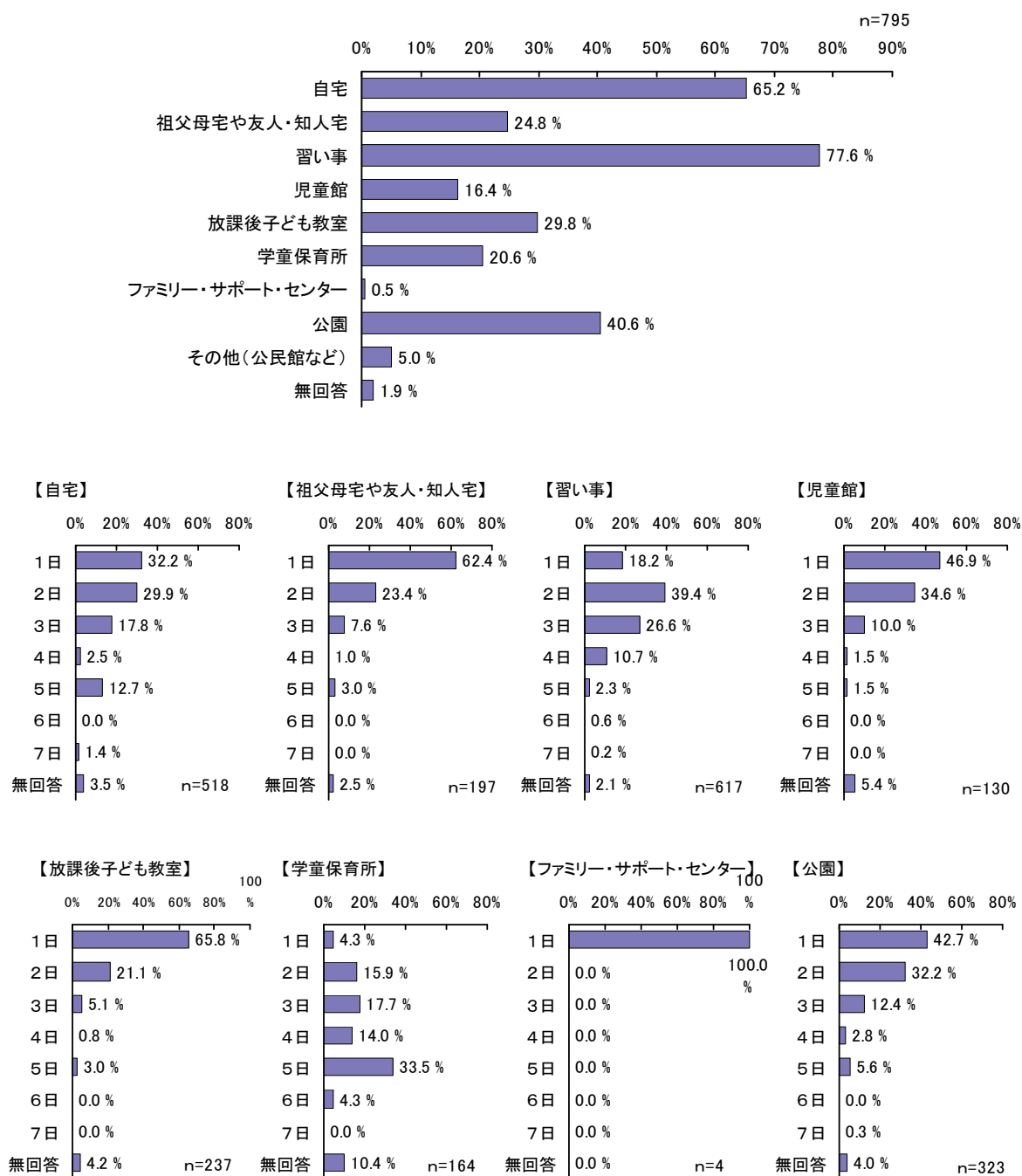


2 就学児童調査

今後希望する小学校放課後の過ごし方

「習い事」77.6%、「自宅」65.2%が多く、次いで「公園」40.6%、「放課後子ども教室」29.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」24.8%などとなっています。

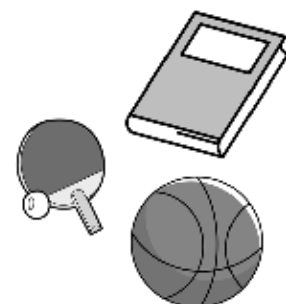
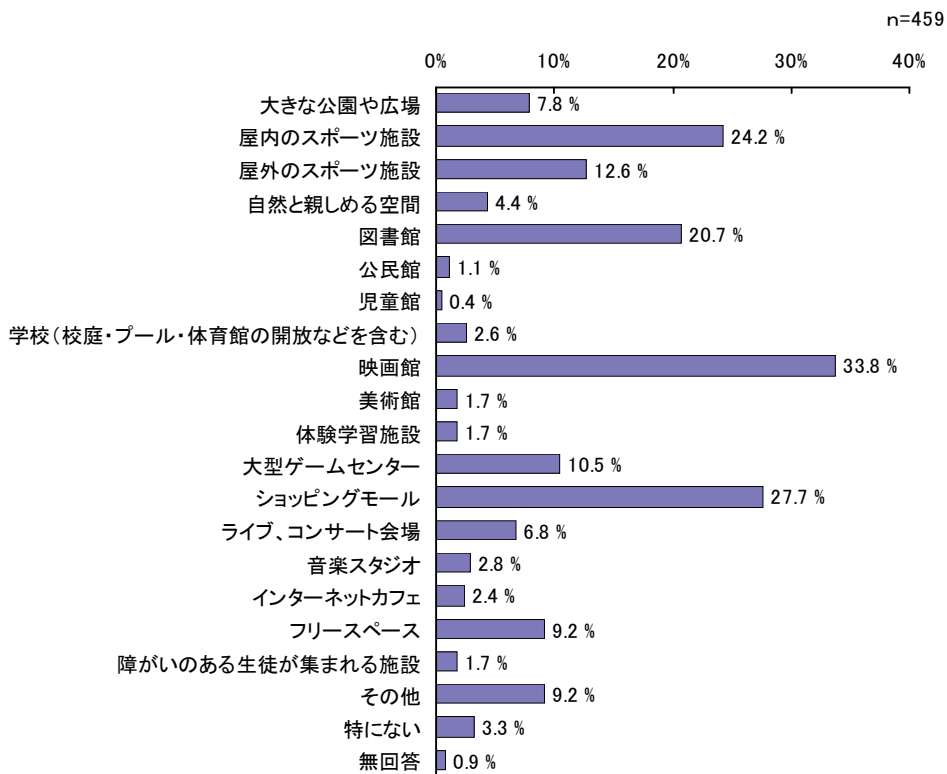
1週当たりの日数は、次のとおりです。なお、時間については、児童館は「17時」61.5%、学童保育所は「17時」37.2%、「18時」29.3%などとなっています。



3 中学校・高校生年代の青少年調査

放課後や休日を過ごすのに、どのような施設や遊び場が市内にあるとうれしいか。

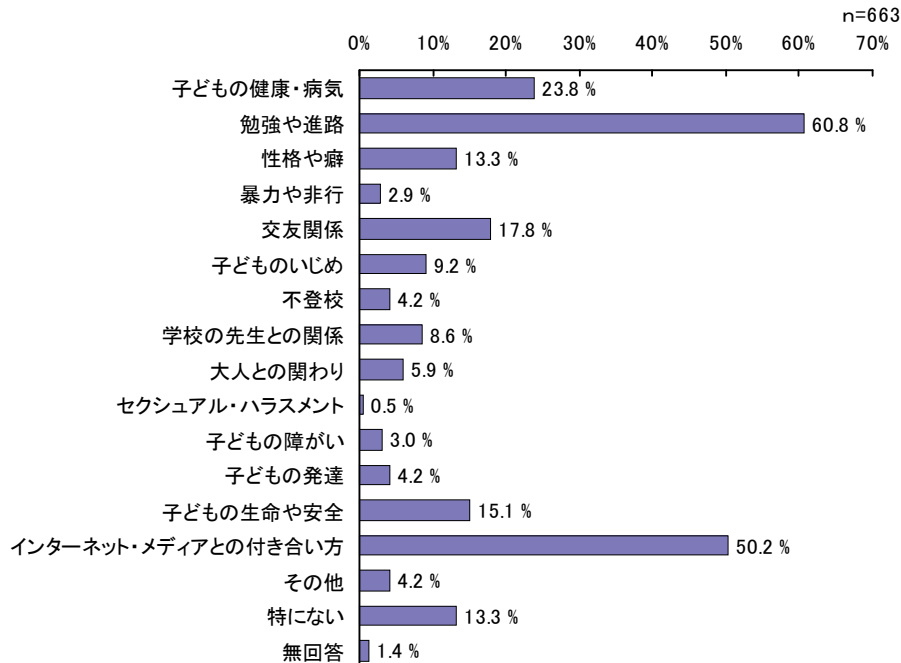
「映画館」33.8%、「ショッピングモール」27.7%、「屋内のスポーツ施設」24.2%、「図書館」20.7%などとなっています。



4 中学校・高校生年代の保護者調査

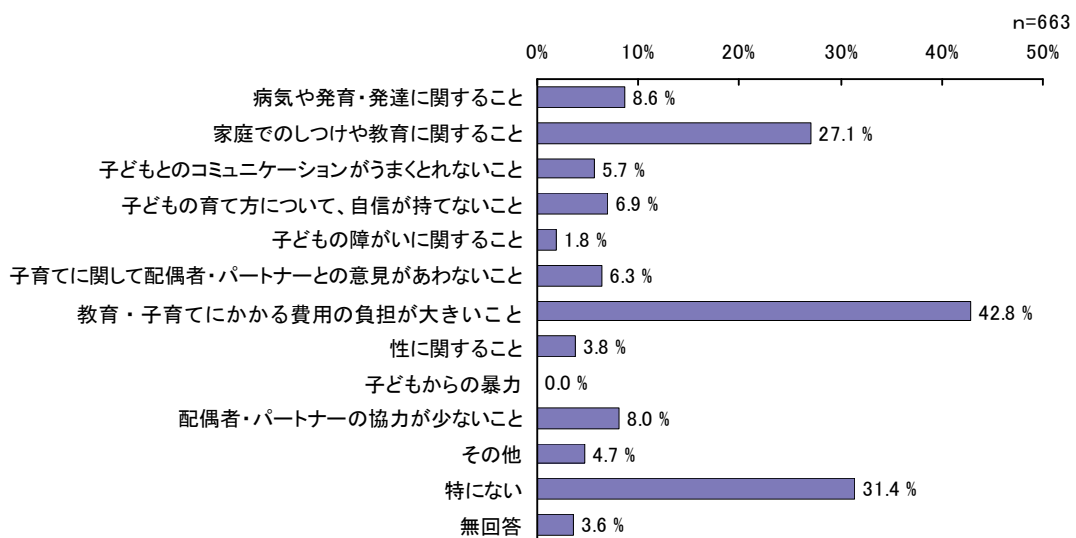
子どもを取り巻く環境や、宛名のお子さんのことでどのような問題が気になりますか。

「勉強や進路」60.8%、「インターネット・メディアとの付き合い方」50.2%を多くの人があげています。



お子さんの教育や子育てのことでどのようなことに悩んだり、困ったりしていますか。

「教育・子育てにかかる費用の負担が大きいこと」42.8%、「家庭でのしつけや教育に関すること」27.1%であり、これら以外はすべて1ケタとなっています。



第3章

子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

区域の設定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることが出来るよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。特に保育施設の場合、子ども・子育て支援新制度では基準等の条件を満たす保育施設の設置認可申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。不測の設置認可による、既存施設との不調和、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくし、安定して教育・保育を提供できるよう考慮しなければなりません。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。



2 教育・保育提供区域の設定

(1) 小金井市における教育・保育提供区域

小金井市は、4 km四方とコンパクトなまちで、比較的移動が容易なことが特徴です。利用者の通勤等の実態を踏まえた動線を考慮しつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備を図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域とします。施設整備にあたっては、提供区域にとらわれず、既存施設との調和を図りつつ、利用者の利便性を考慮しながら検討していきます。

事業区分	提供区域
1号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	市内1区域
2号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	
3号認定（満3歳未満の小学校就学前児童）	

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

11事業	提供区域	考え方
利用者支援事業	市内1区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、小金井市内全域とする。
延長保育事業（時間外保育）	市内1区域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、小金井市内全域とする。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	市内1区域	教育・保育の区域設定を踏まえ、小金井市内全域とする。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
養育支援訪問事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
一時預かり事業	市内1区域	教育・保育施設での利用も含むため、小金井市内全域とする。
病児保育事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
妊婦健診事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。

第2節 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。

その上で施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、 地域型保育に該当

教育・保育施設の分類について

施設型給付 現行制度から、子ども・子育て支援新制度へ移行し給付対象となる事業		
保育所 <0～5歳> 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護と教育が一体となった保育を提供します。	認定こども園 <0～5歳> 保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園と保育所が一体となった施設で子どもを預かり、教育・保育を提供する施設です。	幼稚園 <3～5歳> 小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、子どもを預かり、就学前の教育を提供します。
地域型保育事業 新制度から定められた4つの類型事業		
地域型保育事業 <0～2歳> 新設される事業です。 ※新制度に移行する施設のみ ●少人数（20人未満）の保育を行い、対象は、0～2歳を対象とする。 ●設置認可は自治体が判断する。	家庭的保育 (家庭福祉員) <定員は5人以下> 保育士資格または、保育士と同等の研修を受けた者の居宅等で保育する通所の施設です。	小規模保育 <定員は5～19人> 家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う保育です。
	事業所内保育 <従業員枠/地域枠> 企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。	居宅訪問型保育 <1対1の保育> 保護者の自宅で1対1の保育を行います。
私立幼稚園 (新制度に移行しない園)	認証保育所 (東京都独自の制度)	認可外保育施設 (新制度に移行しない施設)

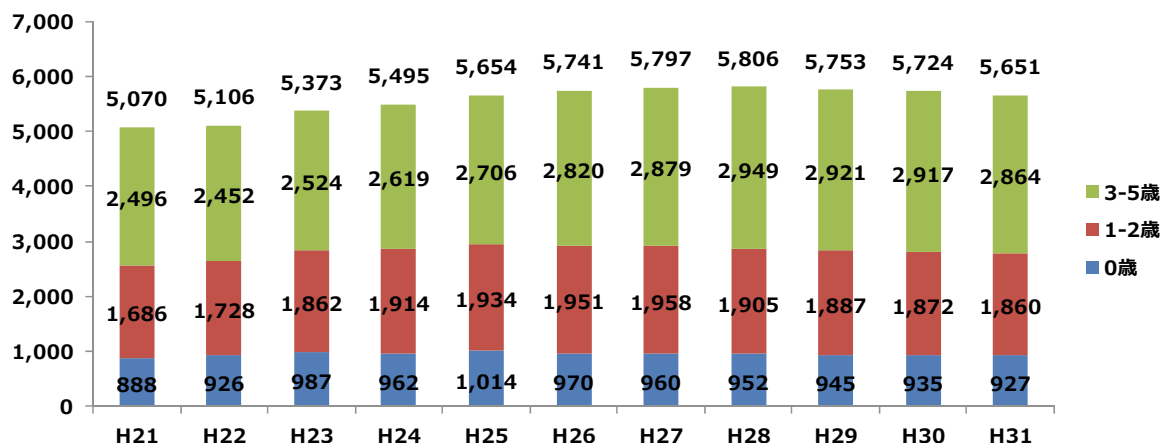
計画期間の年齢別児童数の推計

国が示す手引きに従い、計画期間中の児童数について、平成21年から平成25年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、コーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。児童人口は計画最終年度の平成31年度まで増加傾向にあるものの、5歳までの児童人口は平成28年度をピークに減少に転じていくものと見込まれます。

(単位：人)

	実績					推計						伸び率 (H25-H31)
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	888	926	987	962	1,014	970	960	952	945	935	927	-8.6%
1歳	837	899	947	984	951	1,001	958	948	940	933	926	-2.6%
2歳	849	829	915	930	983	950	1,000	957	947	939	934	-5.0%
3歳	798	827	864	904	943	997	964	1,013	970	960	956	1.4%
4歳	820	800	842	869	891	929	983	950	998	956	949	6.5%
5歳	878	825	818	846	872	894	932	986	953	1,001	959	10.0%
6歳	926	906	849	832	831	856	878	914	967	934	983	18.3%
7歳	832	947	928	846	837	836	861	884	920	974	940	12.3%
8歳	978	853	961	930	848	839	838	863	886	922	976	15.1%
9歳	994	984	866	970	920	839	830	829	854	877	912	-0.9%
10歳	931	1,014	996	878	972	923	841	831	830	856	879	-9.6%
11歳	943	946	1,026	1,007	890	985	936	853	842	841	868	-2.5%

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	伸び率 (H25-H31)
0歳	888	926	987	962	1,014	970	960	952	945	935	927	-8.6%
1-2歳	1,686	1,728	1,862	1,914	1,934	1,951	1,958	1,905	1,887	1,872	1,860	-3.8%
3-5歳	2,496	2,452	2,524	2,619	2,706	2,820	2,879	2,949	2,921	2,917	2,864	5.8%
小計	5,070	5,106	5,373	5,495	5,654	5,741	5,797	5,806	5,753	5,724	5,651	-0.1%
6-8歳	2,736	2,706	2,738	2,608	2,516	2,531	2,577	2,661	2,773	2,830	2,899	15.2%
9-11歳	2,868	2,944	2,888	2,855	2,782	2,747	2,607	2,513	2,526	2,574	2,659	-4.4%
合計	10,674	10,756	10,999	10,958	10,952	11,019	10,981	10,980	11,052	11,128	11,209	2.3%



2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	1,644 人	1,684 人	1,669 人	1,666 人	1,636 人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	183 人	187 人	186 人	185 人	182 人
上記以外	1,461 人	1,497 人	1,483 人	1,481 人	1,454 人
2 確保の内容	1,644 人	1,684 人	1,669 人	1,666 人	1,636 人
特定教育・保育施設	105 人	105 人	135 人	135 人	135 人
確認を受けない幼稚園	950 人	950 人	950 人	950 人	950 人
市外の幼稚園	589 人	629 人	584 人	581 人	551 人
過不足（2-1）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない幼稚園のこと。

■確保の方針

小金井市には、私立幼稚園6園、国立大学附属幼稚園1園の計7園があり、定員数の合計が1,055人となっています。子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内幼稚園で確保される定員数は、必要利用定員総数に大きく不足しており、市内の未就学児童の多くが市外の幼稚園に通園しています。

今後は、認定こども園の新設や、既存の保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受入れ体制づくりによる円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応するとともに、保育施設の整備を進め、現在の待機児童の状況から当初より保育施設の利用をあきらめていた2号認定児童の受入れ等により、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えます。

また、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、今まで以上に幼稚園と市との連携を進めていく必要があります。私立幼稚園協会等との情報提供・交換による相互理解、幼稚園各園の共通した課題等に対する支援を行うことにより、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていきます。

(2) 2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	1,060 人	1,086 人	1,076 人	1,074 人	1,055 人
2 確保の内容	1,074 人	1,156 人	1,216 人	1,216 人	1,216 人
特定教育・保育施設	987 人	1,085 人	1,145 人	1,145 人	1,145 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	87 人	71 人	71 人	71 人	71 人
過不足（2-1）	14 人	70 人	140 人	142 人	161 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望）

① 3号認定（0歳）

■量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	253 人	251 人	249 人	247 人	245 人
2 確保の内容	226 人	251 人	254 人	253 人	253 人
特定教育・保育施設	155 人	184 人	187 人	187 人	187 人
地域型保育事業	16 人	22 人	22 人	22 人	22 人
認可外保育施設	55 人	45 人	45 人	44 人	44 人
過不足（2-1）	△27 人	0 人	5 人	6 人	8 人
保育利用率	23.5%	26.4%	26.9%	27.1%	27.3%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

② 3号認定（1・2歳）

■量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	885 人	861 人	853 人	846 人	840 人
2 確保の内容	760 人	823 人	863 人	861 人	861 人
特定教育・保育施設	529 人	612 人	652 人	652 人	652 人
地域型保育事業	65 人	77 人	77 人	77 人	77 人
認可外保育施設	166 人	134 人	134 人	132 人	132 人
過不足（2-1）	△125 人	△38 人	10 人	15 人	21 人
保育利用率	38.3%	43.2%	45.7%	46.0%	46.3%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の方針

平成 26 年 4 月の待機児童数は 257 人となりました。共働き家庭の増加等により、今後も引き続き保育ニーズが増加することが見込まれます。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果からも、待機児童の 9 割を占める 0 歳児から 2 歳児までの児童における定員数が大きく不足し、喫緊の課題となっています。

0 歳児から 2 歳児までの保育ニーズに機動的に対応するために、新たに創設された小規模保育事業や家庭的保育事業の整備による確保を行うと同時に、3 歳児以上の受け皿や、連携施設の確保も視野に入れた認可保育所の定員拡充、認定こども園も含めた整備を図ります。また、小金井市の保育施策の一翼を担っている認証保育所を含めた認可外保育施設について、計画期間中の整備を図り、平成 29 年度までに必要利用定員総数に対応した定員数の確保を目指します。

なお、認可外保育施設については、特に 3 歳未満児及び多子世帯の保育料負担の認可保育所との格差が指摘されています。小金井市においても保護者助成金を支給して保護者の経済的負担の軽減を図っていますが、保育を希望する家庭が等しく保育サービスを受けられるよう、他市の状況も踏まえながら、所得の状況に応じた負担のあり方を検討していきます。



3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受入れ体制づくりをします。

（1）認定こども園の特徴

- ① 就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する。
- ② 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- ③ 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。

（2）認定こども園運営について

①幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

②幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違にに応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考える。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活動を、子どもの発達状況の違いを踏まえつつ設定する。

4 教育・保育施設の質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。教育・保育施設の更なる質の向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士の待遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が必要となります。同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。また、発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向け、幼保小のより一層の連携を進めるとともに、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮する必要があります。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ① 職員資質向上に向けた研修等の充実
- ② 幼稚園・保育所や地域型保育事業者の連絡会等との連携の充実
- ③ 第三者評価の受審促進



第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

保護者の就労の有無等にかかわらず全ての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法では13の事業を地域子ども・子育て支援事業と定め、計画的な提供体制を確保することとされました。子ども・子育て支援法の基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童

確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数（か所）	1	1	1	1	1

■確保の方針

多様化する保育ニーズに対応し、様々な保育サービス、子育て支援等に関する情報提供や相談等を行うため、保育所申請窓口には保育所等入所相談支援員を配置し、平成26年度から実施をしています。利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供や関係機関との連携、調整を行っています。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施していきます。また、相談の中で把握された育児、発達等の支援を必要とする家庭に対しては、各機関へのガイド役として相談に応じていきます。

(2) 延長保育事業（時間外保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	604	604	599	595	588
確保の内容（人）	556	628	649	649	649

■確保の方針

認可保育所全園で延長保育を実施しており、保育所在園児の 18 時以降の保育ニーズに対応しています。延長時間は、公立保育所は 19 時まで、私立保育所は各園により 19 時から 20 時の間で時間が異なります。既設の保育施設において継続的な実施体制の維持を図るとともに、新規に設置される施設と連携しながら、事業を実施していきます。また、保護者の就労状況等を踏まえながら、19 時以降の延長についても検討していきます。



(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象児童] 就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	994	1,008	1,041	1,061	1,089
【低学年】量の見込み	740	764	796	812	832
【高学年】量の見込み	254	244	245	249	257
確保の内容（人）	790	810	810	810	810

■確保の方針

小金井市では、学童保育所の大規模化への対応、設備の更新を図るため、計画的に建替え工事を実施し、入所希望児童の全入所を維持するとともに、適正な規模での学童保育を推進してきました。

今後は、引き続き学童保育所へのニーズ及び必要性の高い低学年児童の受入れを優先とし、高学年児童については、国や都における放課後子ども総合プラン等の動向を見極めながら、地域における子どもの居場所の活用等も含めて対応を検討します。また、学童保育所の運営・整備にあたっては、区域設定（市内 1 区域）にかかわらず、児童の利便性等を踏まえて小学校区を考慮し検討していきます。

なお、確保方策については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に対する適合状況や利用状況の変化等を把握し、必要に応じて修正を図っていくこととします。



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	711	712	705	702	693
確保の内容（人/年）	730	730	730	730	730

■確保の方針

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員 2 名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、0歳、1歳児の利用ニーズが認められます。受入れ施設の体制等も含めて、今後研究していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	1,045	1,037	1,029	1,018	1,009
確保の内容	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
	実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：健康課（保健センター） 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）				

■確保の方針

出生後提出される「赤ちゃん連絡票（出生通知）」に基づき訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い、訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。
[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	23	23	23	23	23
確保の内容 (人)	23	23	23	23	23
	実施体制：子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関：子育て支援課（子ども家庭支援センター） 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（6事業所）				

■確保の方針

乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援センターがその必要性等を判断し派遣しています。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援、育児家事援助の質が保たれるよう、訪問支援者に対する研修（年1回）の実施、育児家事援助を行うヘルパー派遣事業所との定期的な連絡会（年2回）の開催を継続して実施し、連携を図っていきます。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
児童福祉法第6条の3の規定より



(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童

[単位] 延べ利用者数（月間）人／月

量の見込みと確保の内容

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/月）		7,426	7,270	7,208	7,144	7,092
確保の内容	（人/月）	2,016	2,016	2,016	2,016	2,016
	（か所）	4	4	4	4	4

■確保の方針

現在、児童館4館で子育てひろばとして事業を実施しています。しかしながら、量の見込みは現在の提供体制を上回っています。平成 27 年度より学童保育所で市の独自事業としてひろば事業を開始するほか、子ども家庭支援センターで実施している常設の親子遊びひろば等の利用によりニーズに対応していきます。

市内各所にひろばを開設することにより、保護者が子どもを連れて容易に移動できる距離に整備する等、利便性の向上も図っていきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象児童] ①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

①幼稚園における一時預かり（幼稚園における在園児対象型）

量の見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計（人日/年）		51,541	52,794	52,292	52,220	51,272
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり	（1号認定見込み）	7,038	7,209	7,140	7,130	7,001
	（2号認定見込み）	44,503	45,585	45,152	45,090	44,271
確保の内容（人日/年）		15,525	15,525	15,525	15,525	15,525

■確保の方針

市内幼稚園4園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定（保育の必要性あり）が見込まれる児童の幼稚園（幼児期の学校教育）希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。また、市外の幼稚園利用児童についても、各園での預かり保育の実施状況に基づき利用ニーズに対応していきます。

②保育園等における一時預かり（幼稚園における在園児対象型以外）

量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日/年）	26,991	27,033	26,786	26,651	26,311
確保の内容（人日/年）	32,230	32,271	32,313	32,355	33,128
保育園の一時預かり （在園児対象型以外）	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ サポート・センター）	2,205	2,246	2,288	2,330	2,373
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	730

■確保の方針

現在、認可保育所11園、保育室（定期利用保育事業）、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。今後も引き続き現状の提供体制を維持していきます。

一方では、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、私的、緊急一時預かりの充実等が今後の課題であり、保育所の整備とともに一時預かり事業の実施を検討する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、事業を実施するに至っていません。衛生・安全面に配慮しつつ受入施設を幅広く捉え、保護者のニーズ等を見極め規模・内容を含め実施に向け検討します。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日/年）	3,146	3,151	3,122	3,106	3,067
確保の内容（人日/年）	1,524	1,524	1,524	2,229	3,169
病児保育事業	1,524	1,524	1,524	2,229	3,169
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

■確保の方針

現在、病後児保育室及び認可保育所における体調不良児対応型を各1施設、保育所に入所している児童を対象に実施しています。病後児保育室の過去の実績は利用数が少ないものの（平成25年度63人日）、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では多くの利用希望が把握されています。今後は定員の合計規模7人程度の事業実施を検討します。また、「病児保育」「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業」については、必要性について研究をしていきます。



(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象児童] 就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日/年）	2,794	2,821	2,905	2,963	3,049
【低学年】量の見込み	1,850	1,912	1,991	2,032	2,082
【高学年】量の見込み	944	909	914	931	967
確保の内容（人日/年）	2,794	2,821	2,905	2,963	3,049

■確保の方針

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員への協力会員登録への働きかけ等を行います。また、毎月開催している登録説明会も保護者の出席しやすい体制を検討し、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。



(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	1,110	1,101	1,093	1,081	1,072
確保の内容 (人)	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
	実施場所：都内契約医療機関 (助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付) 検査項目：計 14 回、現在の検査項目を引き続き実施				

■確保の方針

現在、全ての妊婦を対象に妊婦健診を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。今後、国から「望ましい基準」が示されることとされていますが、現在実施している検査項目を基本とし、都や他自治体の動向を踏まえ検討をしていきます。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

保護者の世帯所得の状況を勘案して市が定める基準に従って、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保の方針

国の検討状況、都や他自治体の動向を踏まえて対応をしていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■確保の方針

市内には私立の幼稚園、認可・認可外保育施設が数多く存在し、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。教育・保育施設の充実喫緊の課題となっています。子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業が新たに創設される等、多様なニーズに基づいた施設の設置が可能となりました。現状に引続き新規の施設設置に対するバックアップを行うとともに、国や都の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討します。



第4章

子ども・子育て支援施策の取組

第1節 施策の体系

第4章「子ども・子育て支援施策の取組」に掲載する施策の方向性を、三つの基本的な視点と六つの目標に沿って体系的にまとめます。

基本的視点	基本目標		施策の方向性
1 子どもの育ちを支えます	目標1	子どもの最善の利益を支えます	①子どもの権利を尊重する社会環境づくりを進めます ②子どもの社会参加を推進し、意見の表明など子どもの自己実現を応援します ③子どもへの虐待や犯罪を防止します
	目標2	子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます	①自立を育む体験活動を応援します ②子どもの居場所と交流の場を充実します
2 子育て家庭を支えます	目標3	子どもを生き育てる家庭を支援します	①経済的負担を軽減します ②母子保健事業を充実します ③子育てや子育てに関する相談、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます ④子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます
	目標4	子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します	①ひとり親家庭を支援します ②障がいや特別な配慮が必要な子どもと家庭を支援します ③外国籍の子どもと家庭を支援します ④家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします
3 次世代につながる地域の 子育て、子育て環境を整えます	目標5	地域の子育て環境を整えます	①子どもが安心して学べる環境をつくれます ②子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくれます ③子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します ④地域から緑と環境を守ります
	目標6	地域の子育て環境を整えます	①地域の子育てネットワークを整備します ②男女がともに子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスを目指します ③地域の公共施設の活用を進めます

第2節 子どもの育ちを支えます（基本的視点1）

目標1 子どもの最善の利益を支えます

国連は1989年に「子どもの権利に関する条約」を採択しました。この条約は、子どもは一方的に守られたり、支えられるだけの対象ではなく、自らが伸びやかに育っていく権利主体者であることを明確にしています。

市では、子どもの権利を保障し、健やかな成長・発達を願って「小金井市子どもの権利に関する条例」を平成21年3月に制定しています。引き続き子どもの権利を尊重する社会環境づくりを進めるとともに、子どもが、自らの育つ力を発揮するために、意見表明の機会を広げ、地域社会の一員として尊重され、自己実現に必要な支援を十分得られる環境を整えます。

また、子どもを虐待や犯罪から守り、子どもの最善の利益を支える地域づくりを子どもとともに進めます。

①子どもの権利を尊重する社会環境づくりを進めます

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	子どもの権利の普及	児童青少年課 その他関係各課	市民	「子どもの権利に関する条例」についての周知・広報を行う。	児童青少年課／「子どもの権利に関する条例」パンフレットを市立小・中学校新入生へ配布。 健全育成各地区行事で、一般向けパンフレットを配布。 児童館で、小学生向け及び一般向けパンフレットを設置。 青少年問題協議会で作成したリーフレット「かけがえのない自分」で、「子どもの権利に関する条例」を紹介。	パンフレット等を通じて周知を図る	実施内容
2	子どもオンブズパーソン	児童青少年課	子ども	子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒に考えて考えるオンブズパーソン（公的第三者機関）を設置する。	子どもの権利条例検討部会をのびゆく子どもプラン小金井推進連絡会と同時開催。 「相談・救済」関連調査について、追加調査を実施。	実施を含め検討	検討状況
3	子どもの人権講座	公民館	市民	ありのままの子育て、子どもの権利に関する条例、不登校、特別支援教育、子どもの居場所、小金井の子育て等の問題について語り合う講座を開催する。	「いうことをきかない、という前に」をテーマに、7回シリーズの講座を開催した。延参加人数は233人。	継続	参加者数

②子どもの社会参加を推進し、意見の表明など子どもの自己実現を応援します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	子どもの意見表明の場の設定と意見の反映	児童青少年課 指導室 その他関係各課	子ども	子どもの考え方や意見を表明できる場を作り、反映する。児童館内に意見箱の設置や児童館事業の実施。意見表明の場として各学校生徒会による意見交換会を実施する。	児童青少年課／意見箱を各児童館に設置。意見箱投書数208通 意見箱に投書された意見については、子どもたちに周知した上で、職員が検討の上、事業に反映するよう取り組んだ。 企画段階から子ども会議を開催し、子どもの意見を取り入れて、児童館四館合同事業「じどうかんフェスティバル2013」を実施した。 指導室／教員、保護者、地域に向けた発表会の中で、中学校生徒会による意見交換会を行った。	児童青少年課／継続 指導室／継続	児童青少年課／投書数 指導室／実施内容
2	子どもの公共施設の利用	公民館 生涯学習課	子ども	公民館、体育館等、子どもだけでも利用できる公共施設の充実を図る。	公民館／東分館（団体利用室）本町分館（元図書室）貫井南分館（元図書室）上記以外の施設利用については、小学生：親の承諾書および保護者1人同伴、中学生：親の承諾書が必要 生涯学習課／総合体育館・栗山公園健康運動センター 中学生以下37,578人	公民館／継続 生涯学習課／継続	公民館／実施施設数 生涯学習課／参加人数



③子どもへの虐待や犯罪を防止します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	虐待対応事業	子育て支援課	子どもと保護者、関係機関	子どもを虐待から守るため、児童相談所や民生・児童委員、警察署、その他関係機関とのネットワークを強化し、関係改善が必要な親子へのサポートなどを行う。緊急の事例に関しては、児童相談所と協議し、一時保護につなげる。	子ども家庭支援センターを中核機関として連携を実施 相談件数1,281件（前年度継続指導件数、虐待疑いを含む） 要保護児童対策地域協議会を設置し、他機関とのネットワークを構築、連携強化を継続して実施した。（代表者会議1回、実務者会議4回、ケース検討会36回） 平成25年度より子ども家庭支援センターの体制見直しを実施、相談対応、ケースワークを行う職員2名増員し、相談等情報の集中化等、体制の強化を図った。	推進 調整機能の強化	協議会の開催回数
2	虐待防止啓発事業	子育て支援課	子どもと保護者、市民など	子どもが自分自身の心と身体を守る方法を学ぶとともに、虐待防止のマニュアル作成や早期発見に向けたキャンペーン、虐待を防ぐための相談を行う。	子ども家庭支援センター、児童相談所、関係機関と連携、協力しながら継続して実施。子ども虐待防止マニュアルを利用し関係機関と虐待防止、早期発見の手法を共有している。11月の児童虐待防止啓発キャンペーンに併せ、市報で虐待防止の広報を行った。 また、相談先としての子ども家庭支援センター周知のため、継続してカードを配布（母子バックへの封入等）するとともに、虐待通報窓口として市報に毎号掲載している。	継続	キャンペーンの実施状況



3	子どもを犯罪から守る防犯対策	地域安全課 保育課 学務課 児童青少年課	子ども	ボランティアによる市内パトロールなど、子どもが安心して過ごせるまちづくりを行う。学校、保育所や学童保育所などで防犯対策に努める。	地域安全課／平成25年刑法犯認知件数1,206件（前年比65件減）。子どもの安全確保方策として、こがねいし安全・安心あいさつ運動（こきんちゃんあいさつ運動）を推進し、運動の参加者に缶バッチを1,139個支給。防犯資機材支給は、延べ9団体、195個の資機材を支給。青色回転灯装備車両16台を使用し、通常業務を通して1,166回のパトロールを実施。こがねいし安全・安心メールを78件配信。小金井市安全・安心まちづくり協議会を3回実施。 保育課／非常通報装置を各園に設置。民間保育所では、警備員の配置や防犯カメラを設置している園もある。防犯パトロールは未実施であるが、公用車で市内を移動する際は青色回転灯の装着を励行した。 学務課／小学校新入学児童・生徒に防犯ブザーを貸与した。 児童青少年課／非常通報装置・防犯グッズ（さすまた）等を全児童館、学童保育所に配置。また、職員を対象としたさすまた講習会を実施。各学童保育で降所時間が早まる時期に地域での見守りを依頼するチラシを配布。	地域安全課／充実 保育課／継続 学務課／継続 児童青少年課／継続	地域安全課／犯罪件数の減少 保育課・学務課・児童青少年課／実施内容
4	子どもを見守る家（カンガルーのポケット）	地域安全課、指導室	市民	登下校時への不審者に対する一時的緊急避難所として「子どもを見守る家（カンガルーのポケット）」の設置を促進する。	1,326件の登録件数があった。	継続	登録者数
5	セーフティー教室	指導室	小学生、中学生	薬物、インターネットを利用する際に起きる被害、加害、不審者対策等について学び、危険回避・犯罪防止等の能力を育成する。	市内全小中学校（14校）で警察や関係機関と連携したセーフティー教室、薬物乱用防止教室、インターネット被害等含んだ情報モラル教育を実施した。	継続	実施学校数



目標2 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます

子どもはゆたかな体験や、子ども同士の遊びによって成長していきます。市では自然環境に恵まれた地域性を最大限に生かし、自然とのふれあいや遊び空間として活用していきます。また、子どもが安心して集い、ゆたかな交流ができる児童館や放課後子ども教室など、子どもの居場所と交流の場の充実に取り組んでいきます。

①自立を育む体験活動を応援します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の方法
1	子どもの体験事業	公民館 生涯学習課 経済課 農業委員会 児童青少年課	子どもと保護者	「子ども体験講座」「学習体験収穫」「わんぱく回活動」などを行う。	公民館本館／「子ども自然体験クラブ」4回シリーズ、延べ参加人数95人 公民館緑分館／「共働夢農園・親子コース」5回シリーズ、延べ参加者数72人 公民館緑分館／「イクメンパパのための親子クリスマスキャンドル作り」1回、参加者数19人、「親子deヨガ」1回、参加者数20人 生涯学習課／清里山荘自然体験教室年2回実施、夏季参加者人数41人、冬季34人 経済課・農業委員会／学童収穫体験事業（市内小学校9校、参加児童1,498人） 職場体験事業（市内中学校2校、参加生徒7人） 児童青少年課／わんぱく回活動（6日間） 参加人数64人（累計参加人数384人） 中高生ボランティア人数22人	公民館／継続 生涯学習課／継続 経済課・農業委員会／継続 児童青少年課／継続	公民館／利用者数 生涯学習課／参加人数 経済課・農業委員会／参加生徒数、児童数 児童青少年課／参加人数
2	各種スポーツ事業	生涯学習課	子どもと保護者、少年少女スポーツ団体	親や指導員も参加し、子どもとの交流を図れるよう「少年少女野球教室」「ジュニアサッカーフェスティバル」「親子体操教室」などを実施する。体育協会との連携により、少年少女スポーツ団体に対し、財政的支援を行う。	少年少女野球教室 参加者数152人（1回実施） ジュニアサッカーフェスティバル 参加者108人（1回実施） 親子体操教室 参加者数135人（全16回） 「水泳教室」72人（全11回） 「なんでもやってみようスポーツ教室」47人（全8回）を実施	継続	利用者数

3	図書館事業	図書館	子ども	貸し出しサービス、レファレンスサービス（参考業務）、子ども対象の各種事業（おはなし会・工作の会・映画会）、ヤングアダルトサービス、学校図書室との連携・援助・資料の収集と組織化・他市図書館との相互貸借を行う。	おはなし会／本館44回452人、東分室7回145人、緑分室22回644人 （ボランティアとの協働実施／本館3回49人、東分室1回18組、緑分室22回644人） おたのしみ会／本館2回49人、東分室1回3人 夏休み工作会／本館1回13人 学校、学級、ボランティア団体への団体貸出 小学生の1日図書館員（東1回6人、緑1回10人）	充実	利用者数
4	土曜日における受入れ事業	児童青少年課 公民館 図書館 生涯学習課	子ども	土曜日に、体育施設・図書館・児童館・公民館などの公共施設を子どもへ開放する。また、子どもが参加できるさまざまな事業を開催する。	児童青少年課／土曜日来館者数13,384人 公民館／公民館東分館／「ひがし子ども囲碁教室」50回、延べ参加人数700人 公民館本館／「子ども自然体験クラブ」14回シリーズ、延べ参加人数95人 図書館／緑分室において月1回土曜日のおはなし会を実施 （幼児の部）全10回・333人（小学生の部）全10回・174人参加 （幼児・小学生の部合同）全2回、137人参加 絵本の読み聞かせのほか、手袋人形、手遊び、人形劇、科学工作、影絵芝居、素話、パネルシアター等多岐にわたる種類の演目を行った。 生涯学習課／毎週土曜日実施 総合体育館・栗山公園健康運動センター プール無料開放（9時～正午）2,092人 土曜スポーツクラブを実施（9時～正午）304人	児童青少年課／充実 公民館／継続 図書館／充実 生涯学習課／継続	児童青少年課／参加人数 公民館／講座数 図書館／参加者数 生涯学習課／利用児童数
5	ボランティア活動への参加	児童青少年課 指導室	12歳～18歳の子ども	中・高校生ボランティアの参加を得る。また、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子どもの参加意欲を高める。	児童青少年課／中・高校生ボランティア登録・参加者数794人 指導室／ボランティアカードを小学校5・6年生と中学生の全員に配布し、意識付けを行った。また、積極的にボランティア活動に取り組む児童・生徒を表彰する児童生徒表彰の制度を学校に紹介し、児童生徒の意欲向上を図った。	児童青少年課／継続 指導室／継続	児童青少年課／登録・参加者数 指導室／実施内容

②子どもの居場所と交流の場を充実します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	児童館事業	児童青少年課	子どもと保護者	子どもの健全育成として、小学生対象のグループ活動などのほか、中・高校生事業、子育て支援、子育てグループの活動支援などについて、開館時間の延長も行い実施する。施設の整備や新たな児童館設置を行う。	来館者数107,469人 <開館時間延長に伴う来館者数> 東児童館を除く3館において、学校休業日を除く平日は小学4年生以上の児童を対象に、開館時間を午後5時30分まで延長。 本町、貫井南、緑児童館10,949人/193日 東児童館（常時午後6時まで開館）6,010人/281日 四館合計16,959人	整備・新設については財政状況等を踏まえ運営方法等を含め今後の検討課題	来館者数 小学生対象事業の参加者数 開館時間
2	移動児童館（わんぱく号）	児童青少年課	子どもと保護者	児童館に遠い地域の子どもへの支援活動として、ボランティアの協力も得て実施する。	移動児童館「わんぱく号」参加人数369人/8回（2月積雪のため中止）、ボランティア29人	継続	参加人数
3	校庭、公園等遊べる場の整備等	環境政策課 児童青少年課 生涯学習課	市民	子どもからお年よりまでの憩いの場・交流の場、青少年が安心して遊べる魅力ある場（小学校の校庭開放、プレーパークなど）の確保と環境づくりを行う。	環境政策課／公園の維持管理を行うとともに、小長久保公園を拡張整備。 児童青少年課／今後の子どもが安心して遊べる場としてのプレーパーク等の検討を行った。 生涯学習課／夏休みを除く毎月土、日、祝祭日。年末・年始の6日間を除く冬休み及び春休み。午前午後をスポーツ団体に開放。ただし午後はスポーツ団体と遊び場の併用。 遊び場開放開催回数延べ529回、参加者数延べ6,976人。登録団体開放延べ751回、参加者数延べ58,066人。9校にて開放実施	環境政策課／継続 児童青少年課／実施 生涯学習課／継続	環境政策課／実施内容 児童青少年課／実施内容 生涯学習課／参加人数（登録団体開放・遊び場開放）
4	放課後子どもプラン	生涯学習課	子ども	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより子どもが地域社会の中で、心ゆたかで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	平成19年度から「放課後子ども教室推進事業」として実施。9小学校区、41事業、参加者30,957人、実施回数790回	充実	参加人数 実施回数

第3節 子育て家庭を支えます（基本的視点2）

目標3 子どもを生み育てる家庭を支援します

近年、家庭と地域、人と人の結びつきが薄くなり、子どもや親の孤立化が深刻な問題となっています。また、価値観が多様化し、さらに、経済的な負担増加や社会環境の悪化などにより、子どもを生み育てることに不安を感じる人も多くいます。

これらの課題を解決するために、子育て関連情報の発信、子育てや子育てに関する情報交換や相談ができる場、子育ての仲間づくりの場の充実により、子どもを生み育てるために必要な経済的・精神的負担の軽減に努めます。また、妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期を通じての母子の健康の確保に努め、特に、育てにくさを感じる保護者に対しては丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図っていきます。あわせて、次世代の子どもの心身の健康を見据えた保健対策に取り組んでいきます。

子どもの育ちの権利を保障しながら、関係機関や市民と連携を図り、子育て家庭が身近な地域の中で安心して生活でき、さらには子育ての喜びが感じられるよう、力を注ぎます。

①経済的負担を軽減します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	愛育手当	子育て支援課	4歳、5歳の子どもの保護者	市内に住み、保育園（子どものための保育・教育給付対象外施設を除く）や幼稚園に入学していない子ども（4歳、5歳）を育てている保護者に手当を支給する。	受給者数52人	継続	受給者数
2	私立幼稚園等保護者助成	保育課	私立幼稚園へ通う子どもの保護者	私立幼稚園等に在籍する子どもの保護者の負担軽減を図るため、助成を行う。また、適正な助成金の額について検討する。	受給者数 18,061人/年	継続	受給者数
3	保育室等保護者助成	保育課	3歳以下の子どもの保護者	市内に住み、認証保育所、認定こども園、保育室や家庭福祉員に3歳以下の子どもを預けている保護者の負担軽減を図るため助成を行う。また、適正な助成金の額について検討する。	受給者数 認証保育所2,503人/年 保育室225人/年 家庭福祉員311人/年 認定こども園31人/年 合計3,070人/年	継続	受給者数
4	小金井市修学援助（奨学資金）	庶務課	高校生、大学生など	成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などに、修学上必要な学資金を援助する。	受給者数・高校生等33人・大学生等3人 受給率：高校生等100%（33人の応募に対し33人に支給）大学生等30%（10人の応募に対し3人に支給）	継続（奨学資金運営委員会にて順次見直し）	受給者数 受給率

②母子保健事業を充実します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	乳幼児健康診査 ① 3～4か月児健康診査 ② 6～7か月児健康診査 ③ 9～10か月児健康診査 ④ 1歳6か月児健康診査 ⑤ 3歳児健康診査	健康課	3か月児～3歳児と保護者	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、乳幼児の心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査（身体計測・医師の診察・相談等）を行う。また、必要に応じて経過観察健診などを行う。	①④⑤：毎月各2回集団健診 ②③：個別健診 対象者数・受診者数・受診率 ① 1,110人・1,069人・96.3% ④954人・906人・95.0% ⑤972人・926人・95.3% 対象者数・受診票受理数・受診率 ② 1,110人・992人・89.4% ③ 1,110人・954人・85.9%	継続	受診率 (健康状態把握率 100%)
2	乳幼児歯科保健指導	健康課	乳幼児と保護者	乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科保健指導、フッ化物の塗布などを行う。	①むし歯予防教室：40回、222人実施 ②歯科健診診査：40回、858人実施 ③歯科予防処置：70回、628人実施 3歳児健診時むし歯のない児の割合=90.0%	継続 3歳児健康診査時のむし歯のない者の割合を90%以上にする	むし歯のない者の割合
3	両親学級	健康課 子育て支援課	妊婦とパートナー、乳幼児と保護者	妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなど支援を行うため、妊婦とそのパートナーを対象とした教室・乳幼児と保護者を対象とした教室を開催する。	健康課／母性科 平日3日コース：4回、受講者延人数139人 土曜2日コース：6回、受講者延人数484人 子育て支援課／育児科 エンジェル教室（2日コース）：年12回、受講者延人数603人 カルガモ教室（3日コース）：年4回、受講者延人数150人	健康課／継続 子育て支援課／継続	健康課／参加人数 子育て支援課／参加人数
4	母子保健健康相談事業 ①乳幼児保健相談 ②乳幼児健康相談 ③出張健康相談	健康課	乳幼児と保護者	育児不安の解消を図るため、保健師等に気軽に相談できる場を確保し、育児支援を行う。	①貫井南センター：年12回、利用延数331件、東センター：年12回、利用延数443件 ②保健センター：48回実施、利用延数874件 ③婦人会館：10回実施、利用延数351件、福祉会館：10回実施、利用延数272件	継続	利用者数

5	予防接種事業	健康課	子どもと保護者	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、感染性の病気の発生やまん延を防ぐため、法令に基づき定期予防接種を行う。	接種人数・接種率／ 三種混合：984人 24.1% 四種混合：3,580人 84.0% 二種混合：487人 50.5% 麻しん風しん （第Ⅰ期）988人 97.5% （第Ⅱ期）746人 81.9% 日本脳炎：3,037人 81.5% 不活化ポリオ：1,140人 27.5% BCG：878人 82.1% ヒブ：4,332人 102.4% 小児用肺炎球菌：4,177人 98.8% 子宮頸がん：109人 21.8%	継続	接種率
6	栄養個別相談・栄養集団指導	健康課	子どもと保護者	離乳食やアレルギー食、食生活等の子どもの成長に関する食の悩みについて、栄養士との相談の場を提供する。また、食に興味を持ち、つくる楽しさ、食べる楽しさを意識してもらうため、親子で作れる料理の紹介をする。	栄養個別相談利用者延数：951人 栄養集団指導参加者延数：2,922人 （健診時の個別相談・集団指導等含む）	継続	個別相談：利用者数



7	子どもへの食育の推進	健康課 保育課 児童青少年課 指導室 学務課	子どもと保護者	子どもの発達段階に応じた食に関する情報提供など、地域、学校、子ども関係機関、事業者など、幅広い分野において食育に関する取組を行う。また、食育推進会議や食育推進検討委員会を開催し、事業の円滑な推進を実施する。	健康課/ ①マタニティクッキング 4回・51人 ②離乳食教室 12回・189人 ③乳幼児食育メール 月1回以上配信・952人 ④こどもクッキング 4回・72人 ⑤栄養講習会（親子クッキング教室） 1回・20人 保育課/ 保育所において、食育計画や年間行事計画を作成し、季節に応じた食育事業を実施。また、毎月「給食だより」により、啓発を行った。 児童青少年課/ 食事や栄養をテーマにした子育て相談会参加人数393人 乳幼児食事会参加人数2,435人 料理教室参加人数4,407人 指導室/ 全小中学校で食育年間指導計画を作成し、食育の推進に取り組んだ。 学務課/ ①地場野菜を献立に取り入れた給食を全校で実施。また地場野菜を教材として授業を実施し知識を深めた。また生活科、家庭科の授業とも連動し食材の栄養価やバランスの良い献立等について学習し実際の献立に反映させるなどの工夫を行った。 ②給食だよりで栄養価や望ましい食生活等について周知し児童、生徒への啓発を行った。	健康課/継続 保育課/継続 児童青少年課/継続 指導室/継続 学務課/継続	参加人数 活動内容
8	小児医療の充実	健康課	子どもと保護者	小児救急医療を確保し、充実を図る。また、休日準夜間診療の体制を維持する。	小金井市民の武蔵野赤十字病院小児科受診患者延数1,244人	継続	受診者数
9	子育て中の保護者グループ相談	子育て支援課	子どもと保護者	育児に強い不安や困難を感じている保護者を対象に、子育てや自分についての思いを話したり、必要な情報や支援を見つける場を関係機関と連携し、提供する。また、育児に関する日ごろの悩み相談や市内情報の交換を必要とする保護者の継続支援を行う。	育児不安親支援事業ひだまり：年12回、参加者67名 お母さんグループ：年20回、参加者129名	継続	開催回数 参加人数
10	育児に困難を持つ家庭への支援	健康課	子どもと保護者	未熟児、多胎児、病気を持つ子どもと保護者が、よりよい情報や手段が得られることで、育児の困難さを軽減できるように、家庭訪問などの継続的な個別相談や、親子同士が交流できる場を提供する。	未熟児（病児を含む）、多胎児に対する新生児訪問実数29件 個別継続支援実施延べ数136件	継続	訪問数 支援件数

11	薬物乱用防止の普及啓発	健康課	市民	地域の関係機関との連携や支援により、思春期の子どもに対する啓発を行う。	東京都薬物乱用防止小金井地区推進協議会が行う啓発事業（市民まつりでの中学生ボランティアによる薬物乱用防止啓発イベント、市内中学生に対する薬物乱用防止ポスター・標語の募集等）を支援し、知識の普及、啓発を図った。	継続	実施内容
----	-------------	-----	----	-------------------------------------	--	----	------

③子育てや子育てに関する相談、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の方法
1	子育て情報の提供	子育て支援課	保護者	市報やホームページの活用、子育てサークルや保育所、幼稚園などの施設状況や各種情報等を掲載した冊子を発行し、子育て情報の提供を行う。	子育て支援情報として、ホームページに各種手当、医療費助成、一時保育、子どもショートステイ、育児支援ヘルパー、子ども家庭支援センターで行う育児講座・教室などを随時掲載。また、市報へも適宜掲載した。平成25年1月にのびのびこがねいっ子の掲載情報を更新した上で4,000部増刷、引き続き母子バックへ封入するとともに、子ども家庭支援センター等で配布	継続	市報、HPの掲載内容、情報誌の発行状況
2	子ども家庭支援センター（ゆりかご）事業	子育て支援課	子どもと保護者	親子が自由に遊ぶ場を提供し、職員が支援をすることにより親子の交流を促進する。子育てに関わる情報の提供や情報交換を行う活動の拠点、母親の自主活動を支援し子育てグループの指導者育成、ボランティア活動に関する情報収集や情報提供などを行う。	親子遊びひろば利用者数25,201人 子ども家庭支援センター（ゆりかご）ホームページアクセス数27,838件 ボランティア登録数67人	親子の交流と仲間作り支援	利用人数 ボランティア登録数 ホームページアクセス数
3	子育て施設の地域支援事業	保育課 児童青少年課	子どもと保護者	保育所での電話相談や園庭開放、園行事への参加など地域の子育て支援を行う。また、学童保育所では空き時間を利用して子育てひろば事業を実施する。	保育課／相談件数485件（公立） 園庭開放は週1、2回程度実施 児童青少年課／学童保育所を利用した子育てひろば事業（学童ひろば）実施回数106回（1,998人参加）	保育課／継続 児童青少年課／継続・実施	保育課／相談件数 児童青少年課／実施回数、参加者数
4	子育て総合相談	子育て支援課	子どもと保護者	子ども家庭支援センターを窓口とした、子どもや子育てに関する総合相談、情報提供。特別支援教育と連携し、発達障がい支援や子育て支援ネットワークづくりに繋げる。	相談件数2,923件 平成22年度作成の子育てSOSカードを引続き配布した。	継続・検討	相談件数
5	民生委員・児童委員の活動	地域福祉課	子どもと保護者、妊婦など	子どもや妊産婦、ひとり親家庭などの総合相談、利用できる制度や施設、サービスの紹介。判断、治療、処遇を必要とする問題については、関係機関との連携を図りながら速やかな対応を行う。	民生委員・児童委員及び主任児童委員計67名が地域で活動し、地域の方の相談に乗っている。 子ども関係相談件数：650件	継続	活動件数

6	思春期相談	子育て支援課 児童青少年課 指導室	子ども	思春期の子どもからの相談に応じ、関係機関と連携を取りながら支援へつなげていく。	子育て支援課／子ども家庭支援センターの子育て相談で子どもからの相談を受付 児童青少年課／東児童館で専門相談員による思春期相談を実施 思春期相談件数25件/12回 指導室／小中学校にスクールカウンセラーを配置し、7,574件の相談に対応した。 教育相談所で279件の相談に対応した。 小中学校スクールソーシャルワーカーを派遣し、850件の相談に対応した。	子育て支援課／継続 児童青少年課／継続 指導室／継続	相談件数
7	子育ての仲間づくり事業	子育て支援課 児童青少年課	就学前の子どもと保護者	孤立化を防ぎ、仲間づくりを促進するため、親子のふれあい、親同士、子ども同士の交流を促進する。	子育て支援課／子ども家庭支援センター(ゆりかご)事業 利用人数25,201人 お楽しみ時間、ゆりかごカフェ等実施 児童青少年課／幼児グループ実施回数308回(12,484人参加)	子育て支援課／継続 児童青少年課／継続	子育て支援課／利用人数 児童青少年課／実施回数、参加者数
8	子育て講座の開催	子育て支援課 児童青少年課 生涯学習課	子どもと保護者、妊婦とパートナー	妊娠、出産から思春期の家庭教育まで、ライフステージに応じた子育てなどに関する知識の普及や情報提供、保護者同士の交流や仲間づくりなどを行う。	子育て支援課／0歳の集まり：参加者188人、1歳児の親のグループワーク：参加者152人、助産師ミニ講座：年3回 参加者45人、父親講座：年2回 参加者27人、フォローアップ講座：年1回 13人受講 児童青少年課／乳幼児活動(子育てひろば事業)において実施 乳幼児講座・おはなし会・子育て相談会等 98回(3,200人参加) 生涯学習課／思春期子育て講座 市立小中学校14校で1回ずつ合計14回実施、558人参加 家庭教育学級 市立各小中学校全14校で1回ずつ合計14回実施、2,770人参加	子育て支援課／継続 児童青少年課／継続 生涯学習課／継続	利用人数 参加人数

④子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	雇用・再就職にかかわる支援事業の広報	経済課	市民	子育てをしながら早期の就職を希望する方に、関係機関の作成するパンフレットなどの配布に務める。また、「こがねい仕事ネット」を通じ市内外の求人と就労に関する情報提供をする。	窓口でのチラシ掲出による周知 「こがねい仕事ネット」による情報提供	継続	実施内容
2	再就職の支援	経済課	市民	子育てなどで仕事をやめた男女の再就職支援をするための各種技術技能講習会、心の相談、就労相談など専門カウンセラーのいる関係機関の紹介、セミナーの案内等を行い、年2回労働講座を開催し、各種労働情報等関係機関の作成するパンフレットなどの配布に務める。また「こがねい仕事ネット」を通じ市内外の求人と就労に関する情報の提供をする。	「ブラックな働き方をしないために！～会社選びのコツや労働基準法を学びます～」及び「労働者の使い捨て」が疑われる企業の問題事例と対応ポイント」を各1回開催。 「こがねい仕事ネット」で求人情報及びセミナー等情報の提供を行った。	継続	実施内容

目標4 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します

子育て、子育てに困難を抱える家庭の場合、課題の解決に追われ、自ら手助けを求めにくい状況が生まれています。当事者の声をていねいに聞き、個々の家庭の状況に応じて、きめ細かな配慮と十分な支援が受けられるように努めます。特に一人ひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するために、子どもの障がいや特別ニーズの早期発見・早期対応を図り、発達支援の充実に向けたネットワークをさらに充実していきます。

①ひとり親家庭を支援します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣	子育て支援課	ひとり親家庭	義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭で、家事または育児などの日常生活に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣する。	5世帯	生活の改善 子育て支援	利用世帯数
2	ひとり親家庭の相談事業	子育て支援課	ひとり親家庭	母子・父子自立支援員を配置し、経済上や生活一般に関する相談や自立に必要な指導を行う。	5,099件	ひとり親家庭の自立 生活の改善	相談件数
3	母子生活支援施設への入所支援	子育て支援課	母子家庭	児童（18歳未満）の養育が十分にできない母子家庭に対し、経済的事情にかかわらず、母子生活支援施設への入所支援を行う。	入所世帯数延べ42世帯	生活の改善 子育て支援	入所世帯数
4	ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業	子育て支援課	ひとり親家庭	ひとり親家庭の母又は父が就職する際に有利な資格の取得を推進するため、給付金を支給し経済的負担の軽減を図る。	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給実績なし 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練給付金 支給件数3件	ひとり親家庭の自立 生活の改善	支給件数

5	母子・父子自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	ひとり親家庭	児童扶養手当受給者等に対し自立・就労支援を実施するため、自立支援プログラム策定を行い、就労を促進する。また、就労支援セミナーを開催し、母子家庭の母の就労とキャリアアップに役立てる。	相談件数17件、申込件数15件、就労決定数11件（内訳：正社員2人、契約社員3人、パート6人）就労支援セミナー（2日間開催）延参加者数10人	ひとり親家庭の自立生活の改善	プログラム策定件数 セミナー参加者数、参加者アンケート
---	--------------------	--------	--------	--	--	----------------	--------------------------------

②障がいや特別な配慮が必要な子どもと家庭を支援します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の方法
1	障がいの早期発見 (乳幼児健康診査)	健康課	子ども	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障がいを早期発見し、その障がいにあった適切な支援を行う。	経過観察健康診査： (年12回) 延人数122人 発達健康診査： (年12回) 延人数21人 心理経過観察健康診査 (個別・集団)：1歳6か月 (個別年36回) 延人数181人(集団年12回) 延人数126人 3歳児(個別12回) 延人数126人(集団年12回) 延人数77人	継続	実施回数
2	児童育成手当(障害)	子育て支援課	障がいのある20歳未満の子どもの保護者など	障がいのある20歳未満の子どものいる保護者などに手当を支給する。	年3回支給(4カ月分) 障害手当対象児童数51人 障害・育成手当対象児童数9人	継続	対象児童数
3	小中学校特別支援学級	指導室	障がいのある子ども	知的障がいや情緒障がい等、難聴・言語障がいのある子どものため、特別支援教育の環境整備を行う。	中学校に情緒固定学級を開設した。 特別支援教育支援員を1名増員した。	拡充	個々の障がいに応じた指導
4	認可保育所での障がい児保育	保育課	障がいのある就学前の子ども	公立保育所および民間保育所の全園で受け入れ可能な障がい児の保育を行う。	公立保育園21人 民間保育園15人	拡充を検討	入所数
5	学童保育所での障がい児保育	児童青少年課	障がいのある子ども	学童保育所全所で受け入れ可能な障がい児の保育を行う。	10ヶ所21人 入所希望に対応するため、弾力的な運用をして定員を超えた入所をしている所もある。	継続	入所数
6	障がい児の緊急・一時預かり	保育課 自立生活支援課	障がいのある子ども	保護者の病気などで障がいのある子どもの一時的な預かりを必要とした場合、保育所や障がい者の施設で一時的に預かりを行う。	保育課/未実施 自立生活支援課/ 都型短期入所事業(緊急一時保護)424件(うち、障がい者405件、障がい児19件) 短期入所事業 21人、302日 日中一時支援事業 34人、618回	保育課/検討 自立生活支援課/継続	保育課/検討状況 自立生活支援課/利用人数、利用日数及び利用回数
7	児童発達支援センター事業	自立生活支援課	発達に心配のある子どもと保護者	心身の発達に特別な配慮が必要な子どもとその家族に対して、ひとりひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するため、児童発達支援センター「きらり」で必要な相談、指導及び訓練等を実施する。また、子育て関係機関への巡回指導を検討する。	相談支援事業 一般相談239件、専門相談227件 親子通園事業 41回、14人 外来訓練事業 397回、33人	充実	相談件数 親子通園 外来訓練利用者数

③外国籍の子どもと家庭を支援します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	各国の言語による情報提供	広報秘書課 学務課 ごみ対策課 その他関係各課	外国籍の子どもと保護者	外国語によるガイドブック、ハンドブック等の作成や生活に関する情報の提供を行う。市や教育委員会などのホームページでも提供する。	広報秘書課／平成22年度に作成した「外国人ガイドブック」(2011年版)を、外国人希望者に配布 学務課／引き続き、編入学等について英語によるホームページで情報の提供を行った。 ごみ対策課／ごみ・リサイクルカレンダー内に英語、中国語、朝鮮語での説明を掲載。85,000部を作成し、市内全戸配布を行った。	広報秘書課／継続 学務課／充実 ごみ対策課／継続	広報秘書課／部数 学務課／実施内容 ごみ対策課／部数
2	日本語指導補助員の派遣業務	指導室	外国籍の子どもと保護者	外国籍の児童・生徒に対して、日常生活および学習指導を円滑に営めるように、日本語指導補助員を派遣する。	13人の児童・生徒が日本語指導補助員の指導を受けた。	継続	利用者数
3	外国人相談	広報秘書課	外国籍の子どもと保護者	市内に住む外国人の相談や情報提供に関し、英語などの公用語を話せる相談員を配置する。	2件	月1回の相談開催、PR等を継続	相談件数
4	各国の言語による本の整備	図書館	外国籍の子どもと保護者	子どもの絵本を中心にした外国語書籍の充実を図る。	英語815冊、中国語14冊、ハングル17冊、その他36冊	充実	書籍数

④家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	見守りサポート事業	子育て支援課	子どもと保護者	児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適切と判断される家庭及び児童相談所が一時保護又は施設措置などを行った児童が家庭復帰した後の家庭への適切な支援を行う。	支援対象世帯なし	継続	支援件数 (児童相談所からの依頼件数)
2	里親制度の紹介と周知	子育て支援課	子どもと保護者	保護者がいないか、保護者がいても養育できない子どもを家庭的雰囲気の中で育てる制度。制度の周知を図る。	養育家庭体験発表会(児童相談所と共催)年1回	東京都と協力して周知に努める。	出席者数



第4節 次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます（基本的視点3）

目標5 地域の子育ち環境を整えます

子ども同士や親、地域の大人との出会いが、安心と信頼に満ちていることによって、子どもは健やかに育ちます。子どもと大人がお互いの個性と人格を尊重し成長できるような、学びの場をつくります。また、障がいのある子どもを含め一人ひとりの生きる力を育み、可能性や個性を伸ばす教育を推進し、子どもの悩みや問題に対しての支援に努めます。そして、子どもを地域ぐるみのネットワークで支えていきます。

子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるように、公共施設や遊び場、道路環境の整備に努めます。また、子どもに安心できる環境をつくるとともに、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできる「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進め、貴重な自然環境を次世代の子どもに引き継ぐために、参加型の取組をすすめていきます。

①子どもが安心して学べる環境をつくります

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	適応指導教室運営事業（もくせい教室）	指導室	小学生、中学生	心理的要因等により登校できない児童・生徒に対し、実態に応じて個別、集団などの方法により適切な指導・援助を行う。	15人の児童・生徒が適応指導教室で学習等に取り組んだ。	継続	入所人数
2	スクールカウンセラーの配置	指導室	小学生、中学生	悩みなどを気楽に話し、心にゆとりを持てるような環境を提供するために、各小中学校にスクールカウンセラーを配置する。	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談業務に取り組んだ。 各小学校 週3日（都・市SC） 各中学校 週2日（都・市SC） 相談件数 小中学校 7,574件	継続	相談件数
3	スクールソーシャルワーカーの派遣	指導室	小学生、中学生	いじめ、不登校や虐待が疑われる児童・生徒及び問題行動傾向のある児童・生徒等への指導充実を図るため、専門的な資格を持つスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や関係機関との連絡調整を行う。	小中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、相談、連携業務に取り組んだ。 小・中学校 週2日×2名 相談件数 850件	継続	派遣状況
4	教育相談事業	指導室	子ども	専門相談員による教育相談を実施し、各校の教育相談担当教諭と連携しながら、子どもが抱える様々な問題（虐待やいじめなど）に対応する。また、子ども自身が電話やインターネットで相談できる体制を作る。	小金井市教育相談所で専門相談員による教育相談を実施した。 来所相談 1,524件 電話相談 26件 メール相談 5件	継続	相談件数

5	いじめ・不登校の対策システム	指導室 地域福祉課 子育て支援課	子ども	いじめや虐待、非行、不登校など何か問題に遭遇した子どもを早期に発見し、保護者を支援しながらその原因を取り除き、楽しく学校に通えるようなシステムを作る。また、いじめや不登校等が起こらないような教育や環境づくりを行うために、地域ぐるみの支援ネットワークで支える。	指導室／ 「いじめのないまち小金井宣言」に基づき、学校、家庭、地域が連携し、いじめの防止等の活動に取り組んだ。 全小中学校（14校）で年3回、いじめ、不登校等の状況についての実態調査を行った。 小金井市健全育成推進協議会で子どもの健全育成について意見交換を行った。 地域福祉課／ 学校と民生・児童委員の連携を図るための学校訪問事業 訪問学校数 14校 民生・児童委員、小平児童相談所、教育機関、子ども家庭支援センターと共に地域の児童問題について協議する地区連絡協議会の開催 1回 子ども会と民生・児童委員による情報交換会 4回。 子育て支援課／要保護児童対策地域協議会での情報交換と支援を継続して行った。	指導室／継続 地域福祉課／継続 子育て支援課／継続	実施内容
6	学校図書館活動	指導室	小学生、中学生	小中学校図書館に学校図書館補助員を配置し、図書の整理、貸し出し、検索照会サービス、読書指導などを行うことにより学校図書館活動の充実を図る。	全小中学校（14校）で週2日（1日5時間）配置した。	継続	補助員の配置状況
7	国際性を育む教育	指導室	小学生、中学生	外国人英語指導助手の導入による外国語教育、外国文化との交流、国際理解教育を行う。また、地域の大学や居住する外国人との交流を図る。	小学校、中学校で外国人英語指導助手（ALT）を活用した授業に取り組んだ。 小学校：1学級あたり年間25時間 中学校：1学校あたり年間30日 特別支援学級 年間6時間	継続	実施時間数
8	特別支援教育	指導室	小学生、中学生	発達障がいがあり、集団生活に適応しにくい子どもが、在籍校や特別支援学級で適切な指導を受けることで、周りの子どもたちとの良好な関係が築けるよう支援する。	年8回の教員研修会を実施した。 年10回の特別支援学級推進委員会を実施した。 年45回の巡回相談を実施した。	継続	実施回数

9	はけの森美術館教育普及活動	コミュニティ文化課	小学生、中学生	はけの森美術館の教育普及活動として、ワークショップ、鑑賞教育、学校への出前授業などを通し、子どもが美術を中心とする芸術活動に出会い、体験し、ゆたかな感性を育むことに努める。	ワークショップ8回（コラージュ、クラフト、展示作品の仕組みを知る、水彩画等） ギャラリートーク2回 じっくり眺めてスケッチ曜日（模写の許可日）2回 親子で美術館をたのしもう「おはなしのへや」3回 市立小学校4年生の鑑賞教室9校 多摩島しょ広域連携活動助成事業「タマのカーニヴァル」と連携したワークショップ はけの森美術館ワークショップ夏、冬 通年ワークショップ8回	小学校4年生を主とした対象として、教育普及を積極的に進めている。	実施内容
---	---------------	-----------	---------	--	--	----------------------------------	------

②子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の方法
1	異年齢交流	子育て支援課 保育課 児童青少年課	市民	小・中・高校生が乳幼児とのふれあいを通じて、社会体験学習と育児感覚を身につけたり、子どもが地域の親、高齢者と交流できる場を設ける。	子育て支援課／子ども家庭支援センター（ゆりかご）で実施 異世代交流会 1回 親31人、子15人 中学生職場体験 40人 高校生奉仕体験活動 24人 保育課／保育所で小・中・高生の職場体験、ボランティアを受け入れた。 児童青少年課／保育ボランティアとして、乳幼児とのふれあい事業を実施 119人/95回 「乳幼児のつどい」44人/44回 「幼児グループ」34人/32回 「小・中・高校生と赤ちゃんの異世代交流事業」16人/6回 「赤ちゃんとおそぼう」9人/2回 「赤ちゃんボランティア」12人/7回 「乳幼児水遊びボランティア」4人/4回	子育て支援課／継続 保育課／継続 児童青少年課／継続	子育て支援課／参加人数 保育課／受け入れ人数 児童青少年課／参加人数
2	中高生の居場所づくり	児童青少年課 公民館 その他関係各課	12歳～18歳の子ども	中高生の居場所として、自由に話したり、楽器を演奏したりすることができるように努める。	中・高校生世代のための夜間開館事業を東児童館及び貫井南児童館で実施 東児童館 578人/48回 貫井南児童館 226人/24回 バンド室利用（貫井南児童館）1,119人 バンドスクール 20人/5回	児童青少年課／継続 公民館／継続	児童青少年課／参加人数 公民館／参加人数

3	市民まつり、子ども週間行事などの健全育成活動	児童青少年課	子どもと保護者	市民まつりや子ども週間行事を通じて、地域住民や各種団体の協力を得ながら、子どもに健全な遊び場を設け、子どもの創意工夫による活動を実施する。	市民まつり参加人数2,384人 子ども週間行事参加人数2,764人	継続	参加人数
4	地域諸団体への活動支援	児童青少年課	地域諸団体	青少年健全育成地区委員会や子ども会などの地域諸団体に対し、活動支援を行う。	補助金交付事業実施 研修会を実施	継続	実施内容

③子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の方法
1	ユニバーサルデザインのまちづくり	交通対策課 自立生活支援課 ごみ対策課 まちづくり推進課	市民	ベビーカーや車イスがゆったりと通ることができ、子どもが安全、快適に生活できるまちづくりを行うことによって、誰もがゆたかに暮らし「心のバリアフリー」が実現できるまちづくりを行う。	交通対策課／放置自転車の撤去作業を毎日実施（撤去回数249回、撤去台数5,084台） 自立生活支援課／太陽のひろば参加者数77人 ごみ対策課／路上喫煙マネーアップキャンペーン 年8回 まちづくり推進課／特定事業計画の進捗状況を確認した。	交通対策課／継続 自立生活支援課／推進 ごみ対策課／継続 まちづくり推進課／継続	交通対策課／放置自転車の減少 自立生活支援課／活動数 ごみ対策課／実施回数 まちづくり推進課／実施状況
2	子どもにやさしい自然環境の整備	環境政策課	子ども	国分寺崖線（はげ）のみどりや湧水などの自然環境の保全のため、意識啓発を図るとともに、みどりを増やし、みどりゆたかで快適なまちづくりを行う。	環境政策課／次年度にかけて寄附地を緑地として整備中であり、みどりの保全をすすめている。入学記念樹配布。	環境政策課／充実	実施内容
3	幹線道路の整備	都市計画課	市民	すべての人々が安全で快適な生活が営めるように、歩道空間や道路の整備を行う。	まちづくり側道（小鉄中付1号線）について、道路新設のために用地（1,446.89㎡）を取得した。 都市計画道路3・4・14号線（小金井街道）について、道路拡幅のために用地（14.86㎡）を取得した。	都市計画道路整備事業の推進	整備率
4	子どもが通る道の安全確保	交通対策課	子ども	子どもが安全に過ごせるよう、学区域にとらわれず、通学路周辺の安全確保を行う。	市内の市立小学校全9校について通学路点検を継続実施	継続	実施内容
5	交通安全教育の推進	交通対策課 指導室	市民 子ども	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進し、交通事故防止を図る。	交通対策課／交通安全運動期間時において、交通ルールを守ること等の広報及び東中、緑中において、スタントマンを活用した自転車交通安全教育を実施 指導室／全小学校（9校）が警察署等と連携し、交通安全教育を推進した。	継続	実施内容

④地域から緑と環境を守ります

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	環境問題の意識向上や環境学習	環境政策課 庶務課	子ども	環境政策課／環境行事として小金井市環境市民会議と共催で、環境フォーラムを開催する。 庶務課／学校における緑化の推進や自然エネルギーの導入を進め、環境保全の意識向上を図る。	環境政策課／「環境フォーラム2014 みず・みどり・いきもの・ひと～住み続けたいまち小金井～」3月19日（水）～22日（土）実施 庶務課／校庭の芝生化 5校 太陽光パネル屋上設置 1校 ソーラー式外灯 2校	環境政策課／継続 庶務課／充実	実施内容
2	発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた啓発事業	ごみ対策課	市民	3R推進に向けた広報媒体の作成、ごみ減量啓発キャンペーン及び出張講座などを行う。	ごみ減量キャンペーン年11回 環境教育のツールとして「ごみ減量啓発かるた」を作成。市内小中学校や保育園、児童館等に配布し、ごみ減量啓発に活用。 市内小中学校児童・生徒等に対し施設見学を実施。更に、出張講座（年13回実施）にてDVDの上映及び冊子等資料配布を行った。	ごみ減量キャンペーン、出張講座	回数

目標6 地域の子育て環境を整えます

子どもが多様な市民と交流し、他の人とつながり支え合うことによって、子どもと大人による新たな地域づくりに結びつくように、公共施設を中心とした活動の場をつくります。そして、子育て家庭がつながっていけるようなネットワークづくりと、広く地域の支援が届くシステムづくりに取り組んでいきます。

男女が協力して子育てに参加することによって、ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画社会の実現を進めていきます。

相互援助と情報発信に支えられながら、子育て家庭が安全で快適に生活できる地域環境を整えることによって、誰もがゆたかに暮らすことのできる地域社会を実現していきます。

①地域の子育てネットワークを整備します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	子育て支援ネットワーク	子育て支援課	子どもと保護者、関係団体、関係機関	保育所、幼稚園、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークづくり、相互援助と情報発信を行う。	子育て・子育て支援ネットワーク協議会47団体が参加 平成25年度より、運営費の補助を開始した。	充実	参加団体数 活動内容
2	子育てグループへの活動支援	子育て支援課	子育てグループ	市内の自主的な子育てグループなどのネットワーク化を図りながら、活動への支援を行う。	さくらんぼクラブ（多胎児の親の自主グループ）年4回、参加者親46人、子ども64人 ひまわりママ（発達にアンバランスのある子どもの親の自主グループ）年11回、参加者182人	継続	参加者数 回数

3	ボランティアセミナー	生涯学習課	市民	国分寺市、小平市、小金井市、東京学芸大学とが連携し地域や学校等で活躍するボランティアを養成する講座。ボランティア活動スタートへのサポート、スキルアップを目指す。	3会場、全27講座実施、参加者は延べ417人	継続	参加人数
---	------------	-------	----	--	------------------------	----	------

②男女がともに子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスを目指します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27~31年度)	評価の方法
1	人権尊重、男女平等の啓発、普及	企画政策課	市民	人権尊重と男女平等の意識づくりの啓発、普及を行い、情報収集や相談およびDV被害者支援などを行う。	こがねいパレット…第27回の開催/53人参加/記録集400部発行 情報誌「かたらい」…第38号、39号各2,600部発行 男女共同参画シンポジウム…76人参加 国内研修事業参加補助金交付(4件) 緊急一時保護施設運営費補助金交付(100,000円) 女性総合相談…金曜日午後実施(実施しない金曜日あり)/専門カウンセラーによる相談112件 再就職支援講座…26人参加 男女平等都市宣言普及啓発冊子「新成人のみなさんへ」/800部発行(4課共同印刷) 市報「みんなのひろば」による情報提供 DV防止普及啓発パネル展実施	継続	参加者数等
2	男女の協力による子育ての推進	子育て支援課 保育課	子どもと保護者	男性の育児・子育て参加を促進し、親子のふれあいをおして、ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画社会の実現を目指す。	子育て支援課/ 父親講座 年2回 参加者延46人 お父さんと遊ぼう(ゆりかごひろばで父親と子どもの専用あそび場を毎週土曜日設置) 参加者親162人、子ども176人 保育課/公立保育所及び私立保育所でプレママ・プレパパ事業を実施した。	子育て支援課/ 啓発活動、父親講座、親子の交流事業の充実	子育て支援課/講座等の実施回数と参加者数、利用者アンケート、啓発活動の回数、度合い、参加者数 保育課/参加者数



③地域の公共施設の活用を進めます

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H25年度)	目標値・実施内容 (H27～31年度)	評価の 方法
1	小中学校のスポーツ 開放	生涯学習課	市民	地域住民のスポーツ、レクリエーションの場として、小中学校の体育施設を開放し、市民の健康増進を図る。	「スポーツ開放校」3,435人 (小学校3校・中学校1校、 各校1種目) 「1中クラブハウス」9,874人 (25団体) 「南中テニスコート夜間開放」 75人(7団体)	充実	参加団体数 活動内容
2	子育てに配慮した公 共施設の改善	子育て支援課 その他関係各 課	子どもと 保護者	子連れで来館しやすいよう施 設の環境を整備する。既存の 市の施設については、おむつ替 え、授乳スペースを設置する 等、子育てに配慮する。	子育て支援課／子ども家庭 支援センターゆりかごで実施 のびのびがねいっ子マップ に48施設掲載 その他関係各課／推進	子育て支援課/ 継続、のびのびこ がねいっ子マップで お知らせ その他関係各課 ／推進	子育て支援 課／実施状 況



第5章

計画の推進体制

2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割があります。

国は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に基づき指針を定めるほか、都道府県及び市町村が策定する計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、都道府県版の計画を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めるとされています。

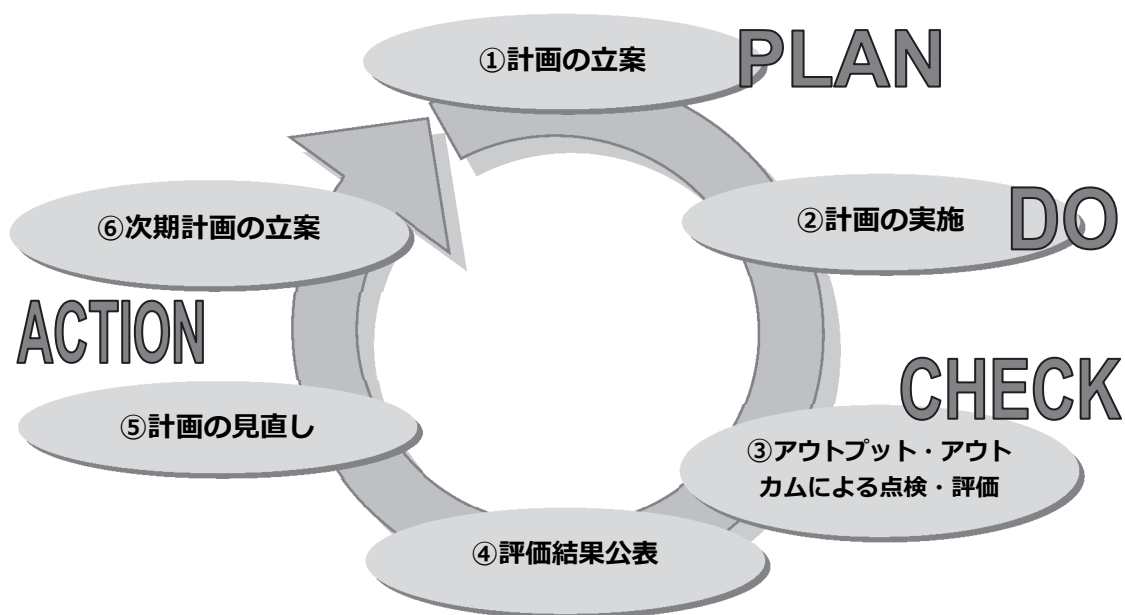
小金井市は、子ども・子育て支援法と次世代育成支援対策推進法に基づく内容を包含した「のびゆくこどもプラン 小金井」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、様々な部局と連携を図りつつ、全庁的に施策を推進するよう努めます。

また、児童相談所、保健所、教育機関、警察、ボランティア団体など関係機関との連携も強化し、総合的な取組を図っていきます。

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



- 「のびゆくこどもプラン 小金井」は、子ども・子育て会議の知見を活用し、毎年度点検・評価・公表を行います。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、機会を捉えて住民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。
- 教育・保育のニーズの状況を確認した上で、計画の見直しによる需給調整を図ることとします。

資料編

資料1 小金井市子ども・子育て会議条例

資料2 小金井市子ども・子育て会議委員名簿・委員あしがき

資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過

資料4 母子保健計画と健やか親子21（第2次）の概要

資料5 小金井市子どもの権利に関する条例

資料6 用語解説

資料1 小金井市子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日

条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 教育又は子ども・子育て支援に関する機関又は組織に属する者 6人以内
- (3) 学識経験者 4人以内

2 前項第1号の委員は、公募によるものとし、当該委員のうちに、子どもの保護者である者が含まれるようにしなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 子ども・子育て会議に、専門の事項の調査審議のために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会

長の決するところによる。

- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第9条 子ども・子育て会議の会議は、公開する。ただし、公開することが子ども・子育て会議の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事業を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(子ども・子育て会議の委員)

- 2 この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき小金井市が設置する次世代育成支援対策地域協議会の委員に委嘱されている者は、子ども・子育て会議の委員とみなす。

(委員の任期に関する特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会福祉委員	月額	11,000円
--------	----	---------

」を

「

社会福祉委員	月額	11,000円	
子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。

資料2 小金井市子ども・子育て会議委員名簿・委員あしがき

(選出区分別、50音順、敬称略)

選出区分	氏名	団体名等
市民 (公募委員)	小幡 美穂	
	佐野 仁一	
子どもの保護者 (公募委員)	※沢村 耕太	
保育施設利用子どもの保護者 (公募委員)	※岩野 秀夫	
幼稚園利用子どもの保護者 (公募委員)	※日野 絵里子	
教育、子ども・子育て支援 機関等関係者	小川 順弘	市立小中学校長会
	※佐々木 徳行	幼稚園協会
	※佐藤 裕子	特定非営利活動法人ひがし保育園
	水津 由紀	小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会
	※杉山 うた子	民間保育園長会
	藤井 尚弥	学童保育連絡協議会
学識経験者	※鳴海 多恵子	東京学芸大学
	○新保 佳子	民生委員児童委員協議会
	播磨 あかね	東京都多摩府中保健所
	◎松田 恵示	東京学芸大学

会長◎、職務代理○、幼児教育・保育部会委員※

委員あとかぎ (50 音順)

○岩野 秀夫委員

今回、子ども・子育て会議に、保育施設利用児童の保護者として公募し、委員を務めさせていただきました。共働きの両親が子どもを育てるには、保育施設は無くしてはなりません。保育施設の重要性を訴え、より良い子ども・子育て支援事業計画の一助になればと、会議に出席しておりました。

子ども・子育て支援新制度が始まります。新しい制度が始まると、その運用を始めてから判明する、もしくは派生する課題が必ずあるはずで、今後は制度自体を検証していくことが重要です。その意味で特に第3章「子ども・子育て支援事業計画」については、今後、大勢の方々の注視が必要です。制度として硬直化せず、働く保護者の方々に寄り添うことのできる、柔軟な制度になってほしい、と願っております。

私の子ども・子育て会議委員の任期は満了となりますが、これからは、いち保護者として、子ども子育て支援新制度を見守っていきたいと思います。

○小川 順弘委員

私たちは1年間、小金井市の子ども・子育て支援新制度「のびゆくこどもプラン 小金井」の策定にむけ検討を重ねてまいりました。

私たちの検討は、これまでの小金井市の施策の成果と課題を基にするとともに、委員がもつ見識を知恵に変え、小金井の子育て家庭に多角的にかかわり合う「小金井しあわせプラン」の個別的具現化であったと思います。

そして、その成果は平成26年度の小金井市子ども・子育て支援事業計画に一段と向上した内容として現れていると確信しております。

さらに、市民生活全体を通じ人と人との豊かなコミュニケーションを意図的にもち、互いの立場や考えを尊重する落ち着いた小金井の風土の一層の構築に寄与するものと考えています。

私たちは、共通の認識のもとにまさに委員長を中心にひとつにまとまり、意見を出し合い進めることができました。その具体的内容は、各章を是非ともご参照いただきたくお願いいたします。

私たちは、ここに事業計画として発表できることに対し事務やパブリックコメント・傍聴などこれまでお力添えくださった多くの皆様に感謝するものであります。

○小幡 美穂委員

「のびゆくこどもプラン 小金井」から引き続き「子ども・子育て会議」の公募委員として参加させて頂きました。二人の子どもを育てる保護者として、この会議を通してたくさんのことを学びました。

私は小金井に住んで20年になります。緑豊かで落ち着いた環境の街だと思います。しかし「子育てしやすい街」と言うにはまだまだ超えなければならぬハードルがあります。

子どもはたくさんの価値観に触れて育つことで、情緒豊かな大人になり、よりよい人生を送ることができると私は考えています。そのためには様々な人と触れ合える環境が必要です。例えば、高齢者や子どもと一緒に過ごす空間、障がいを持った子どもや人が一緒にいるのが当たり前の生活。現在はどの自治体も、高齢者、子ども、障がいのある子どもや人はそれぞれの場所で生活し、触れ合う機会はわざわざ作らねばなりません。もっと日常の一部として自然に交流できることを考えた街づくりが必要です。子どもの頃から様々な人たちと触れ合った経験のある子は、自然と相手のハンディを想像できる大人になるでしょう。彼らを作る街はハンディのある人に優しい街になります。それは全ての人に優しい街であるはずで、それが現実になったときにはきっと「子育てしたい街 小金井」というイメージが出来上がるでしょう。これからも一市民として、そんな未来に少しでも近づけるよう見守り、協力していきたいと思います。

最後に、事務局皆さま、会長をはじめ委員の皆さま、大変お世話になりました。

○佐々木 德行委員

「小金井市の子ども・子育て会議に出席して」
約1年に亘る小金井市子ども・子育て会議もよ

うやくまとめの時を迎えました。

他市の同会議に出席している友人に聞けば、他所ではかなりエゴイスティックな意見やそのゴリ押しもあったようですが、小金井市の本会議においては一度もそのようなことはありませんでした。

全会を通じて真剣な、かつ多角的に利用者供給者双方の立場も考えようという姿勢が、各委員さんからの有益な意見を引出しました。

また随所に市民が本当に必要とする支援はこちらの方向ではないのかという会話が、委員会全体のモラルアップに繋がったことは嬉しい体験でした。

特に待機児童数の趨勢だけに留まらず、介護や病気、ご家庭の事情で子育てにSOSを発信せざるを得ないご家庭に対する配慮など人間的な温かみが、本事業の質の向上に繋がったという印象が残ります。

また文字表現に関して言えば、これで正しい理解が得られるだろうかという多くの委員の方の配慮が、全体的に分かりやすい言葉や備考欄への追記に結ばれたことも有益でした。

地方自治体が預かる子育て支援は、国によってすでにタテ・ヨコ寸法が決められ、高さに至っても財政的限界という天井があり自由度は豊富とは言えません。

更にこれを文書化するには国の「ひな形」もあって、事務方の苦労は一通りではなかったものと拝察しておりますが、粘り強く工夫を重ね「のびゆくこどもプラン 小金井」の完成につなげて頂きましたことに深く感謝申し上げます。

この成果を基として、これからスタートする小金井市の子ども・子育て支援事業が窓口の笑顔と相談者の安堵に結ばれますよう祈念しております。

○佐藤 裕子委員

「子ども・子育て会議に参加して」

市の「子ども・子育て会議」には市内認証保育所の代表として、本会議、部会に参加しました。当園は市内唯一の0,1,2才のみ18人定数の認証保育所です。前身の保育室制度による保育室時代

を含め1978年から35年以上の長きにわたり、地域に根ざした保育園として多くの保育を必要とするご家庭に寄り添っています。

認可外保育園は、認可保育園に比べ保護者の方の保育料負担が大きく、また、施設側は要綱による補助体系と施設基準維持のため、脆弱な経営基盤の施設が多く、保護者の保育料軽減や施設の安定的維持には行政側の保護者や施設に対しての補助を厚くする必要性がある事が長年にわたって検討課題とされてきました。

また、3オクラス以上では、厚生労働省管轄の生活の場である保育園児と、文部科学省管轄の建学の徒である幼稚園児とでは、受ける養護と教育の格差がこれも30年以上も課題とされてきました。

新システムは、保育施設基準の緩和や子育て支援の充実、幼保一元化、学童保育や放課後教室の充実など、これまで管轄が違つたため子ども達の成長に合わせた養護と教育の一貫性が難しかった部分に、大きな見直しが行われたと思っています。

「小金井市ならではの、子ども達や保護者にとって一番良いと思われる計画案を作ろう」と、幼稚園や保育園の保護者、幼稚園や保育園現場、学童の保護者や教育現場、次世代育成協議会からの意見など、各委員それぞれの立場から大変熱い思いで意欲的に施策への発言をしていらしゃいました。どのご意見も大変参考になり、勉強になり、よりよい計画案作りへ意欲を刺激されました。私も微力ながら、子育て支援の在り方、早期障がい児保育受け入れ、緊急一時保護の拡大などに意見を述べました。

各委員の意見が、一定反映されたものが出来たのではないかと考えています。

認可外保育園にとって国の認可保育園への移行は大変高い壁でしたが、市の認可による地方型特定、0,1,2才19人未満の小規模保育園への移行は、待機児解消、保護者の保育料軽減や施設の経営的安定を図れるものと大きな期待をしています。

しかし、0,1,2才の小規模保育園が増えることは、次に来る「3才からの入園先確保」が今後の大きな課題になります。保育ニーズにより、幼稚園、認定こども園、特定教育・保育施設と、行き先が

選択できるとしても、長時間保育が必要なご家庭にとって、特定教育・保育施設への転園先確保の有無は大きな不安になっております。

南北を緑豊かな公園に囲まれた小金井市で子育てを望む市民の皆さん、未来を担う子ども達が、本事業計画により希望に満ちた子育て子育てに繋がることを期待すると共に、市担当部局の皆様、委員の皆様には、ご指導ご鞭撻頂き大変感謝いたします。

皆様の一層のご活躍をお祈りして感想とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐野 仁一委員

公募委員として、今回の会議に参加させていただきました。私自身は自分の子どもを育てた経験はありますが、特に子育ての専門家ではありません。何も知らない人間の目線で参加し、会議に新たな刺激を与えられたらと思っていました。

しかし、委員任命後、勤務地が車で1時間半近くかかる場所に変更となり、欠席や途中さんが多く、ほとんど議論に参加できませんでした。

討議する分野が多岐にわたり、ほとんど内容が理解できないまま、他の委員の方々のお話を聞いているだけでした。

今回会議に参加させていただき、改めて小金井市が子育てに関し様々な施策をされていることは理解できました。今後こういった施策を上手に利用してゆきたいと思います。

事務局の方、他の委員の皆様大変お世話になりました。

○沢村 耕太委員

「子ども・子育て会議の委員を公募します」市報をぼんやり眺めていると、こんな記事が目に入りました。

3人の子どもを認可保育園と認証保育所の両方に預ける身として、保育行政の矛盾や問題点を常日頃から感じていましたが、それを正式に？表明したことはありませんでした。こういう市の会議の委員になれば、もしかしたらちゃんと意見を伝えることができるかもしれない。これが委員に

応募したきっかけでした。

いざ委員として参加してみると、膨大な資料を事前にチェックするだけで精一杯、会議当日に山のような資料を渡されることもしょっちゅうです。最初はどのようなタイミングで発言していいかわからず、会議が終わった後にこれも言えばよかったなあと悶々とするのがよくありました。

でもそのうち慣れてきて、事務局の長い説明を聞くふりをして資料を読み込む技を身に着けました（事務局の方、すみません）。ある時後ろを振り返るとずらっと傍聴者が並んでいて（市議員さんが来られていたこともありましたが）、「あ、これは責任のある仕事なんだ」と、なんとなく覚悟のようなものができてきました。

私がこの会議で実現したかったのは、待機児童の解消と、認可と認証の保育料格差の是正の2点です。この2点については、計画に盛り込んだ部分もあるし、思いが届けられなかったという無力感もあります。ただ、委員のみなさんがそれぞれのお立場で小金井の子育てをよくしようと取り組んでおられる姿を目にして、困っているのは自分だけじゃない、いま実現できなくても将来のために訴え続けることが大事なんだということを感じました。

普段目にすることがない市の計画なるものが生まれる過程に参加できたのは貴重な体験でした。誕生した計画がこれからどう実行されていくのか、大事に見守りたいと思います。

○水津 由紀委員

小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会を代表して参加させていただきましたが、率直なところ、資料の膨大さと、文言の難しさに苦戦いたしました。少しでも小金井らしさを盛り込みたいと思っていましたが、どこまで理解し、意見が述べられたかがわかりません。事務局の皆様のご苦勞も感じております。この会議での成果が、今後の小金井の子育て支援に本当に意味のあるものにできるか、今後の実施、さらに見直しにも大いに期待したいと思います。

小金井市が豊かな財政状況ではないとしても、子育て、教育に関する予算は何をおいても

必要なものであるはずです。計画の実施にあたっては、その点も十分お考えいただきたいと願っています。また、行政だけで考えるのではなく、できる限りの民間との協働もぜひ視野に入れていただきたいと思います。このプランにもあるように、我々民間の子育て支援団体も、よりネットワークを強め、「子育てしやすい街小金井」を作るために、さらに志を高めていきたいと思っています。

○杉山 うた子委員

一年半にわたり、子ども・子育て会議に民間保育園長会代表として参加させていただきました。この間、多くの資料と様々な視点からの委員の方々のご意見は、私にとって大変勉強になりました。

小金井市が抱える待機児童対策の第一義的な解決には保育施設の量的な拡大が急務であることを再認識いたしました。

同時に、現状でも不足気味な保育士の人員をいかに確保するのか、さらには保育士の配置基準の見直し等人材の登用の拡大も検討課題であると感じました。

市の少子化社会に歯止めをかける根本的な方策はやはり「子どもを産みやすく育てやすい街づくり」を実現するための具体的な施策の実行です。小金井市が「私が住みたい町」の上位に入る町になれば人口が増えることにもつながり、こんなにいいことはありません。都心へのアクセスもよく、たくさんの緑があり自然環境、また教育環境に恵まれた町なので決して不可能なことではないと思います。

最後になりましたが、委員の皆様並びに事務局の皆様には大変お世話になりました。感謝致します。

○鳴海 多恵子委員

幼児教育・保育部会の部会長を担当させていただきました。会議進行にあたっては、毎回、たくさんの傍聴者にも見つめられて、この会議に対する保育関係者をはじめとする市民の期待の高さに、

緊張感と責任の重さを感じさせられました。以前、私自身の仕事の関係で市内の幼稚園や保育園とつながりを持つと行動した折りに、他市に比べて市役所と園運営側とのつながりが薄いという印象を持ちました。

今回の新計画の策定にあたっては、短期間に膨大な資料を収集、作成するなど、事務局の作業は大変なものだったと思いますが、この機会に得た市内の幼児教育・保育体制の状況資料や園運営側との関係性を大切にして、今後のよりよい子育て・子育て環境作りの支援を継続、拡充させていただきたいと思っています。

この新計画の実施によって、さらに小金井市が住みやすい街への評価につながることを願っています。

○新保 佳子委員

「子ども・家庭・つながる地域」小金井らしいサブタイトルになりました。この計画に関わった方達の思いが伝わる、温かい子育て支援につながる「のびゆくこどもプラン 小金井」。

平成16年1月に「子ども家庭支援センター」が設置され、開所イベントに集まった親子の笑顔は今でも忘れません。今も「ゆりかご」ではその笑顔が続いています。たくさんのお子さん親御さんが育っていきました。のびゆくこどもプランも平成13年から推進市民会議の委員の皆様のご熱い思いでここまで来ました。未実施や検討中の事業もありますが、今後の充実に期待したいと思っています。

この二年を含め計五年この会議に参加させていただき感謝いたします。事務局や委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

○播磨 あかね委員

小金井市子ども・子育て会議委員には小金井市を管轄する東京都多摩府中保健所代表として参加させていただきました。

我が国では急速に進行する少子高齢化のもと、年金制度や介護と医療の連携、地域活性化など、様々な課題に応じた施策が計画、実行されようと

しています。子ども・子育てに関しても例外ではなく、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立、同27年4月から本格施行されることになりました。関連三法に基づく子ども・子育て支援新制度は、基礎自治体である市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、地域の実情に応じた給付・事業を実施することとされています。

この1年間、事務局や他の委員の方々とともに、小金井市の実情に応じた計画の策定に向けて何度も白熱した議論を重ねてまいりました。小金井市は自然に恵まれた緑豊かな市です。住民の方々のつながりも豊かで、子ども・子育てに対する関心も高い地域だと思います。保健所としては子育て関連施設の量だけではない質の担保、障がいなど配慮が必要な特性を有するお子さんに対するきめ細やかな対応の必要性などをお伝えしてまいりました。

本計画が小金井市の特性を最大限に生かしつつ、将来を担う子どもたちの「子育て」、また地域の「子育て」をより多層的、多角的に支えていく計画になるよう、願ってやみません。

最後になりましたが、事務局および委員の方々には大変お世話になり、ありがとうございました。

○日野 絵里子委員

「子ども・子育て会議」を終えて

私は、年少の息子と3歳の娘の2児の母です。幼稚園利用児童の保護者として、市民公募委員から選任して頂いてから2年が経ちました。

最初は幼稚園利用の保護者として何かお役に立てれば、と意気込んでいたのですが、最初の1年間は会議に出席するたびに自分の知識がいかに無いかを思い知り、この会議の足手まといになっているのでは？と自信を無くしていました。

しかし、学識経験者、そして、子ども関係機関の方たちからの貴重なご意見を頂くうちに、次第に本当に必要なのは、ただ自分の立場だけで発言するのではなく、全体の考えを取りまとめたうえで、そこから自分の考えを発言する。そうする事によって会議全体の方向性が見えてくるようになりました。

そして、2年目の終わりには資料から数字を讀

みとり、そこから小金井にとって本当に必要な事は何か、ハード面からもソフト面からも意見出来るようになりました。

でも、まだ課題は多く残っているので、また何らかの形で未完的な部分を見過ごすことなく子ども達の為に力を注いでいきたいと思っています。

○藤井 尚弥委員

小金井市はコンパクトな面積の中、緑に囲まれた住みやすい街です。また、子どもが安心して生活を送る事が出来る素晴らしい環境であると思います。私自身、生まれた頃から小金井市で育ちましたが、子どもを授かり共に生活する様になってから、小金井市の良さを一層感じる事が出来ました。

しかしながら、子ども達を取り巻く環境は日々変化しております。これからの子ども達が、今まで以上に安心して楽しく暮らすことの出来る小金井市であって欲しいと思い、この会議に参加させて頂いた次第です。

さて、私は学童保育所を利用する保護者の立場として、子ども・子育て会議に参加させて頂く事が出来ました。小金井市の学童保育は、近隣他市または全国的に見ても、非常に恵まれた保育を享受出来ております。それは、市と指導員と保護者の関わり合いの中で培われた大きな財産であると感じます。そして、学童保育所を利用する保護者の関わり合いは、地域コミュニティの形成において大きな役割を担っていると実感しております。

新計画策定にあたり、感想を述べる程に皆さまのお役に立てる事が出来たのか自信はありませんが、少しでもお力になれていたら幸いです。

○松田 恵示委員

子どもを育てる、ということはほんとうに楽しいことだし、けれども、ほんとうに大変なことだとも思います。もちろん、二人の娘を成人させたという経験からだけの素朴な実感です。子どもといる時間というのは、自分の子どもかどうかに関

らず、50歳をこえる今でもやはり楽しくて発見もあって自分も素直になれるとても充実した時間だと感じます。けれども、子どもを育てるには、日々の生活の中では大変なことも多いし、いつもこちらに余裕があるわけでもないし、子どもにとっての環境も整えてあげたいし、わからないことも多いし、その意味では多くの人の支えや繋がりがなくては、そんなに簡単にいくものではありません。

「のびゆくこどもプラン小金井」新計画が、小金井のみなさんに、こんな子育ての楽しさを大きくし、大変さを少なくするものに、少しでもなっていて欲しいなと心から願います。もとより、精一杯は取り組んできたのですが、不十分な点もきつと多くあり、これからこの計画を具体的に実施し評価しさらに修正していく過程が大切になってくとも思います。ただ、今回の計画の策定時に見られた、小金井市役所のみなさんの真摯な取り組みと、市民のみなさんのほんとうに熱心なご意見と実行力が、つながりの中で子育てが楽しい街、小金井市としてきっと豊かに実を育てていたださるのだろうと思います。関係者のすべての皆様、ほんとうにお世話になりました。ありがとうございました。

資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過

月 日	主な検討事項等
平成25年12月1日 ～ 12月24日	小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施
平成26年4月1日	小金井市子ども・子育て会議条例施行
平成26年5月7日	第1回小金井市子ども・子育て会議 ・会長・職務代理の選出について ・小金井市子ども・子育て会議について ・部会の設置及び部会員の選出について
平成26年5月28日	第1回小金井市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会 ・部会長職務代理の選出について ・区域設定について
平成26年6月19日	第2回小金井市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会 ・家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準案について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案について ・その他（報告） 平成26年度待機児童解消方針の策定について
平成26年6月25日	第2回小金井市子ども・子育て会議 ・地域子ども・子育て支援事業における提供区域の設定について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について
平成26年7月16日	第3回小金井市子ども・子育て会議 ・児童人口推計について ・地域子ども・子育て支援事業における「量の見込み」について
平成26年7月23日	第3回小金井市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会 ・幼児教育・保育における「量の見込み」について ・保育の必要性の認定に関する基準案について
平成26年9月3日	第4回小金井市子ども・子育て会議 ・児童人口推計について ・地域子ども・子育て支援事業における「量の見込み」について ・その他（報告） 子ども・子育て支援新制度関連条例案パブリックコメントの結果について
平成26年10月7日	第5回小金井市子ども・子育て会議 ・地域子ども・子育て支援事業における「確保方策」について ・その他（報告） 子ども・子育て支援新制度関連条例案について
平成26年10月22日	第6回小金井市子ども・子育て会議 ・地域子ども・子育て支援事業における「確保方策」について
平成26年11月13日	第4回小金井市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会 ・幼児教育・保育における「量の見込み」と「確保方策」について
平成26年11月26日	第7回小金井市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画案たたき台について ・その他（報告） 子ども・子育て支援新制度説明会の開催について
平成26年12月22日	第5回小金井市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会 ・子ども・子育て支援事業計画案たたき台について

月 日	主な検討事項等
平成 26 年 12 月 22 日	第 8 回小金井市子ども・子育て会議 ・新計画案について
平成 27 年 1 月 14 日	第 9 回小金井市子ども・子育て会議 ・新計画案について
平成 27 年 2 月 2 日 ～ 3 月 2 日	新計画素案パブリックコメント実施
平成 27 年 3 月 3 日	第 10 回小金井市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントについて ・新計画案について
平成 27 年 3 月 19 日	第 11 回小金井市子ども・子育て会議 ・パブリックコメント回答について ・新計画案の確認、確定について

資料4 母子保健計画と健やか親子21（第2次）の概要

母子保健計画は、少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるよう、諸施策が連携し、切れ目なく母子保健サービスが提供されるために、国で取りまとめた「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本として、地域における母子保健の課題と対策を念頭において策定することとされています。小金井市では、「のびゆくこどもプラン 小金井」と母子保健計画の対象が重なることから、一体のものとして策定しています。

■「健やか親子21（第2次）における健康水準の指標及び目標」

指標名	ベースライン	中間評価（5年後） 目標	最終評価（10年後） 目標
妊産婦死亡率	4.0（出産10万対）（平成24年）	減少	2.8
全出生数中の低出生体重児の割合	・低出生体重児 9.6% ・極低出生体重 0.8% （平成24年）	減少	減少
妊娠・出産について満足している者の割合	63.7%（平成25年度）	70.0%	85.0%
むし歯のない3歳児の割合	81.0%（平成24年度）	85.0%	90.0%
十代の自殺死亡率	・10～14歳 1.3（男1.8/女0.7） ・15～19歳 8.5（男11.3/女5.6） （平成24年）	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少
十代の人工妊娠中絶率	7.1（平成23年度）	6.5	6.0
十代の性感染症罹患率	定点1カ所あたりの報告数 （平成24年） ・性器クラミジア 2.92 ・淋菌感染症 0.82 ・尖圭コンジローマ 0.33 ・性器ヘルペス 0.35	減少	減少
児童・生徒における痩身傾向児の割合	2.0%（平成25年度）	1.5%	1.0%
児童・生徒における肥満傾向児の割合	9.5%（平成25年度）	8.0%	7.0%
歯肉に炎症がある十代の割合	25.7%（平成23年）	22.9%	20.0%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	91.1%（平成26年度）	93.0%	95.0%
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	91.0%（平成26年度）	93.0%	95.0%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	・3・4か月児 79.7% ・1歳6か月児 68.5% ・3歳児 60.3% （平成25年度）	・3・4か月児 81.0% ・1歳6か月児 70.0% ・3歳児 62.0%	・3・4か月児 83.0% ・1歳6か月児 71.5% ・3歳児 64.0%
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	83.4% （平成26年度）	90.0%	95.0%
児童虐待による死亡数	・心中以外 58人 ・心中 41人 （平成23年度）	それぞれが減少	それぞれが減少
子どもを虐待していると思われる親の割合	（参考）（平成26年度） ・3・4か月児 0.8% ・1歳6か月児 2.2% ・3歳児 4.4%	※調査方法の変更に伴い、中間評価時に改めて設定	

資料5 小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子ども権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

付則

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りがくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようとするいろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

（条例が目指すこと）

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。

子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなとのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

(この条例で使われることばの意味、内容)

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人
- (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
- (3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人
(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。

3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。

4 市は、子どもの権利を大切にし、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。

3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。

4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生き

ていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に
応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- (3) 健康について気づかれ、適切な医療が受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との違いが尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持てること。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけて自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献する活動に参加すること。

(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

(支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけ

たとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障 (家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報や支援を受けることができます。

(育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を特に行わなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。

7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。

2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。

3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合います。

第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長および教育委員会等が定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。

資料6 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、地方自治体や事業者による行動計画の策定等、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的とした法律。平成27年3月までの時限法であったが、平成37年3月まで10年間延長された。
3	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。幼児期の学校教育(幼稚園)や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度
4	認定こども園	保護者が就労している、いないにかかわらず、就学前の子どもを受け入れて幼児教育・保育を提供する施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設
5	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
6	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
7	特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給にかかわる施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
8	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
9	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
10	特定地域型保育事業	市町村が地域型保育給付費の支給にかかわる事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29、43条)
11	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

	用語	意味
12	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
13	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
15	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)
16	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
17	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業。(法第59条)
18	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
19	家庭類型	子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
20	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
21	コーホート変化率法	各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法
22	放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。
23	放課後子ども総合プラン	小学校就学児童を対象に、共働き家庭の児童等に放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、全ての児童に多様な体験・活動を行うことができる環境を計画的に整備する取組。学校施設や公共施設等を活用し、学童保育所及び放課後子ども教室を一体的又は連携した実施を推進するもの。

のびゆくこどもプラン 小金井

平成27年3月

発行 小金井市

編集 子ども家庭部 子育て支援課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL 042-387-9836 FAX 042-386-2609

E-mail s050599@koganei-shi.jp

